

中野区みどりの基本計画の策定について

平成 21 年 8 月に策定した中野区みどりの基本計画について、パブリック・コメント手続を実施し、意見等を踏まえて改定したので報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

(1) 意見募集期間 平成 30 年 11 月 1 日(木)～21 日(水)

(2) 提出方法別意見提出者数 11 人 19 件

提出方法	人(団体)数
電子メール	9
ファクシミリ	0
郵送	0
窓口	2
合計	11

(3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方(同趣旨の意見は一括)

①計画全般について

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	みどりの保全には土壌がきわめて重要な要素であり、みどりの定義の中に含めてほしい。	土壌については、「第 1 章 1-4 みどりの定義(p.3)」の本文中の記載「緑と一体をなす水や大気など」の表現の中に含めているが、ご意見を踏まえ、緑の定義に「土」と明記する。
2	コンクリート主体の社会基盤のグリーンインフラと対比してのグリーンインフラの構想を取り入れて欲しい。	中野区都市計画マスタープランでは、「うるおいを生み出すグリーン・インフラ」としてまちの拠点としての公園等の整備、まちの軸としてのみどりの環境軸、みどりの補助軸、水とみどりの親水軸の形成について記載している。本計画にあたっては、これに準じる形で、みどりの拠点整備やみどりのネットワークの構築について示している。

②計画目標について

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	みどり率は指標として不十分であり、緑被率を採用すべきである。	緑に被われている部分以外の河川や公園の広場などもみどりの多様な機能を発揮するために重要な要素であることから、これらを含むみどりを増やしていくという趣旨でみどり率を指標として設定したものであり、適切な指標であると考えている。
2	みどり率だけでなく緑被率を上げる努力もしてほしい。	区内の緑被の過半を占める私有地のみどりが相続等により減少を続けている。これは都市部に共通する課題であり、完全にくい止めることは難しいが、「第4章4-3 みどりのまちづくりを実現する施策 (p. 39～)」を着実に実施することで、緑被率の増に努めていきたい。

③公園整備等について

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	公園の管理運営に民間の知恵を生かすことそれ自体は望ましいものであるが、収益施設の設置はみどりの破壊につながるおそれもある。みどりの基本計画に「収益」「にぎわい」といった内容を盛り込むことがふさわしいか再検討すべきである。	平成29年の都市公園法改正の趣旨を反映した公園の管理・運営における民間参画の推進は、維持管理の質の向上を図り、公園の利便性や快適性を高めようとするものであり、収益施設の設置等がみどりの破壊につながるとは考えていない。
2	中野区内では、公園内の樹木や街路樹などが乱暴な剪定により、弱ったり、枯れたりしているものがしばしば見受けられる。管理の質の向上のため、専門家やNPO法人などの団体等とのネットワーク構築を目指すべきである。	今後も適切な維持管理に努めていきたい。
3	公園の整備や遊具の管理も、きちんとした業者に定期保守して欲しい。	「第4章4-3 みどりのまちづくりを実現する施策3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する(6)公園の適正な維持管理運営 (p. 46)」の中で遊具の定期的な点検や、計画的な補修・更新等について記載しているところである。今後も公園の適正な保守点検等に努めていきたい。
4	プレイパークなどを検討し、区民も参加してもっと公園を盛り上げて欲しい。	「第4章4-3 みどりのまちづくりを実現する施策1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる(3)個性的な公園や緑地の整備(p. 40)」の中でプレイパークの整備をあげているところである。具体的な内容等については、今後の公園整備の中で検討していきたい。
5	公園の整備や維持管理に対し、住民が積極的に参加できる仕組みを作るべき。	地域住民が担い手となって公園の維持管理等に参加してもらえるようにしていくことは必要であり、今後、検討していきたい。

6	みどりは樹木があるかないかだけでなくそこにいる鳥や昆虫、その他の植物などが一緒になって形成されている。自然保護員というような資格を持っている人など専門知識をもっている人の意見を取り上げる仕組みを作してほしい。	ご意見・ご要望として受け止める。
7	公園などのみどりとオープンスペースについては、防災の観点から国策及び専門家の意見を取り入れた内容として欲しい。一人当たりの避難地面積は2㎡は必要である。	ご意見・ご要望として受け止める。

④みどりの創出・保全について

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	緑の総量が減らないようにするとの記述は評価するが、大量の伐採をして苗木の補植だけでは緑の総量は明らかに減ってしまう。また、苗木と成木では全く効用が違ふし、樹木の種類によっても効用が違ふ。50年後100年後を想定して植栽計画を立てる必要がある。緑の総量の定義を実質を踏まえたものにしてほしい。	様々な行政需要を総合的に判断した結果、やむを得ず伐採やそれに基づく補植を行う場合もある。その直後は緑被率が減少し、周囲の環境等に変化が生じることもあり得るが、補植した樹木が生長していくことで、最終的には緑の総量や望ましい環境の回復を図っていきたい。
2	樹木をやむを得ず伐採する場合の緑の回復の記述について、樹木の植え替えはそこに生きる生き物や周囲の環境全体に大きな影響を及ぼすものであり、みどりの基本計画の理念に反するものである。再検討が必要だ。樹齢を重ねた大木を切ったとしても苗木を植えれば同じ1本ということにはならない。	
3	受け継がれてきたみどりを守り育てるとあるが、守られていない現実がある。大木は育つのに長年かかり、大事にして欲しい。緑の質の確保について、樹木医や専門家の力を借りて、育つ環境を整えるための手当てや整備が必要。移植が可能なものはできる限り移植して欲しい。	樹木の保全については、樹木医等の専門家の知見を活用することも含め今後検討していきたい。
4	シイノキやヤマモモなど実のなる木は貴重な区民の財産であり、増やして欲しい。	ご意見・ご要望として受け止める。

⑤生物について

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「みどりの質」を向上させていくためには、生物に関する具体的なデータを蓄積することが必要不可欠であり、生物の調査をすることを検討して欲しい。	ご意見・ご要望として受け止める。

2	生物多様性の保全という考え方も基本理念の一部として盛り込んでどうか。	「第1章 1-4 みどりの定義 (p.3)」で、みどりを「樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息する虫や鳥をはじめとする生き物、緑と一体をなす水や大気や土とともにとらえ、こうした環境全体を対象とします。」としており、基本理念で示しているみどり豊かなまちの実現が生物多様性の保全にもつながっていくと考えている。
---	------------------------------------	--

⑥その他

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	大木は緑が少ない中野区には貴重な区民の財産である。平和の森公園のヒマラヤ杉、イチョウ、哲学堂公園のヒマラヤ杉などの大木を切らずに残してほしい。	ご意見・ご要望として受け止める。
2	「やむなく伐採する場合にも補植をして緑の総量が減らないようにする」という考え方について、やむなく伐採した理由については丁寧に説明してもらいたい。平和の森公園については、なぜ100本もの防災林が伐採されなければならないのか分からない。	区の施策における伐採などを必要とする整備計画の実施については、今後も地域説明会などを通じて丁寧な説明を心がけていく。

(4) 提出された意見により修正した箇所

【中野区みどりの基本計画】

No.	頁	修正後	修正前	修正した理由
1	3	1-4 みどりの定義 本計画の“みどり”とは、樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息する虫や鳥をはじめとする生き物、緑と一体をなす水や大気や土とともにとらえ、こうした環境全体を対象とします。	1-4 みどりの定義 本計画の“みどり”とは、樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息する虫や鳥をはじめとする生き物、緑と一体をなす水や大気などとともにとらえ、こうした環境全体を対象とします。	提出された意見項目①No.1の反映

(5) その他主な修正箇所

【中野区みどりの基本計画】

No.	頁	修正後	修正前
1	70	第6章 計画実現のために 6-1 区の推進体制 みどりの保全と緑化の推進のための各種施策は、庁内の連携と調整が必要となります。引き続き、都市基盤部などの関係部署で構成するみどりの推進会議を通じて、組織間の連携や調整を行い、総合的な視点から効率的な対応を図りま	第6章 計画実現のために 6-1 区の推進体制 みどりの保全と緑化の推進のための各種施策は、庁内の連携と調整が必要となります。引き続き、環境部や都市基盤部などの関係部署で構成するみどりの推進会議を通じて、組織間の連携や調整を行い、総合的な視点から効率的な対

		<p>す。会議の運営は、<u>都市基盤部</u>が担います。</p> <p><u>都市基盤部公園緑地課</u>は、みどりの基本計画に沿って事業の進捗が行われるよう、毎年度、みどりの推進会議を開催し、事業の進捗状況の確認を行います。併せて事業の主管課は、事業計画等の立案・実施に先立ち、必ず<u>都市基盤部公園緑地課</u>へ事前協議を行い、みどりの基本計画との整合性を図るよう努めます。</p> <p>また、みどりの推進会議を構成する課以外においても、みどりの基本計画を踏まえた取り組みが行えるよう、積極的な周知を行うほか、全庁的な協力体制を整えます。</p>	<p>応を図ります。会議の運営は、<u>環境部</u>が担います。</p> <p><u>環境部地球温暖化対策分野</u>は、みどりの基本計画に沿って事業の進捗が行われるよう、毎年度、みどりの推進会議を開催し、事業の進捗状況の確認を行います。併せて事業の主管分野は、事業計画等の立案・実施に先立ち、必ず<u>環境部地球温暖化対策分野</u>へ事前協議を行い、みどりの基本計画との整合性を図るよう努めます。</p> <p>また、みどりの推進会議を構成する分野以外においても、みどりの基本計画を踏まえた取り組みが行えるよう、積極的な周知を行うほか、全庁的な協力体制を整えます。</p>
2	77	<p><u>7-7 改定の経過</u></p> <p><u>中野区みどりの基本計画の改定までの主な経過は、以下のとおりです。</u></p> <p><u>平成 29 (2017) 年</u></p> <p><u>7 月 26 日 区議会 (区民委員会) 報告「中野区みどりの基本計画の改定について」</u></p> <p><u>10 月 5 日 区議会第 3 回定例会 (区民委員会) 報告「中野区みどりの基本計画の施策実績等について」</u></p> <p><u>12 月 5 日 区議会第 4 回定例会 (区民委員会) 報告「「中野区みどりの基本計画」改定における施策 (新規・充実) の検討状況について」</u></p> <p><u>平成 30 (2018) 年</u></p> <p><u>4 月 24 日 中野区みどりの基本計画 (改定素案) 作成</u></p> <p><u>5 月 8 日 区議会 (区民委員会) 報告</u></p> <p><u>6 月 17 日～6 月 22 日 区民との意見交換会の実施</u></p> <p><u>7 月 6 日 区議会第 2 回定例会 (区民委員会) 報告</u></p> <p><u>「中野区みどりの基本計画改定素案に係る区民との意見交換会の実施結果について」</u></p> <p><u>8 月 21 日 中野区みどりの基本計画 (改定素案/修正案) 作成</u></p> <p><u>8 月 29 日 区議会 (区民委員会) 報告</u></p> <p><u>9 月 14 日 中野区みどりの基本計画 (改定案) 作成</u></p> <p><u>10 月 9 日 区議会第 3 回定例会 (区民委員会) 報告</u></p>	<p>(追加)</p>

		11月 1日～21日 <u>パブリック・コメント</u> <u>手続</u>	
--	--	---	--

2 内容

(別添)中野区みどりの基本計画本冊及び概要版のとおり

3 今後の予定

平成 31 年 3 月 パブリック・コメント手続結果及び計画の公表

中野区みどりの基本計画

概要版



平成 31(2019) 年

1 みどりの基本計画について

●計画改定の目的

中野区では、みどりに関するマスタープランとして「中野区みどりの基本計画」を平成13年(2001年)に策定し、平成21年(2009年)には本計画の改定を行って、みどりのまちづくりを進めてきました。その後、地球温暖化の進行などの社会状況の変化を踏まえ、みどりが持つ多様な機能を十分に発揮することで、中野区基本構想で掲げる将来都市像「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちの実現を目指し、みどりの基本計画を改定します。

●計画の期間

計画期間は2019年度を初年度とし、2028年度までの10年間とします。

●みどりの定義

“みどり”とは、樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息・生育する虫や鳥をはじめとする生き物、緑と一体をなす水や大気や土とともにとらえ、こうした環境全体を対象とします。

2 みどりの現状と課題

●みどりの現状

- 平成28年度(2016年度)の区内の緑被率は16.14%で、平成19年度(2007年度)からは区全体の面積に対して0.23%減少しました。一方区内のみどり率は平成28年度(2016年度)は17.46%で、平成19年度(2007年度)からは区全体の面積に対して0.08%の減少に留まりました。
- 面積500㎡以上の公園緑地が概ね区全域に分布し、なかでも規模の大きい公園は区北東部と妙正寺川沿いに多くなっています。しかし、一人あたりの公園面積は1.40㎡と小さく、また区民意識・実態調査では公園や広場の数が少ないとの意見が見られます。
- 中野区のみどりの約7割が民有地のみどりであり、これらのみどりが中野の風景をつくり、地域ゆかりのみどりとなっています。
- 山手通りの道路事業によって街路樹整備が行われたことにより、南北の環境軸の形成が進んでいます。また神田川では神田川四季の道の整備の進捗に伴い、みどりの軸の充実が図られています。
- 区民や事業者がみどりとふれあい理解する場として、花と緑の祭典、みどりの教室、みどりの貢献賞、および環境体験学習等の緑化啓発事業が行われています。

●みどりの課題

- 区では計画的に公園整備を行った結果、緑被率の減少に比べみどり率の減少を低く留めることができましたが、一人当たり公園面積が小さいことから、今後も計画的な公園整備とまちづくり事業と連携した緑地整備によりみどり空間を確保していく必要があります。
- 道路事業に伴う街路樹整備、既存の街路樹路線の適切な管理、沿道建築物の中高層化に伴う公開空地や屋上緑化の整備によって、みどりの軸の充実が必要です。また、西武新宿線の連続立体交差化の進展等を踏まえ、新たなみどりの軸を含めた、みどりのネットワークの構築を図る必要があります。
- 減少傾向にある民有地の緑は貴重なみどりの資源であり、良好な状態で維持保全し、後世に残していくことが課題となっています。民有地の緑を保全するための工夫や新たな制度の導入が必要です。
- 緑化計画書制度や生け垣等設置助成等の効果によって、身近なみどりが創出されていますが、みどりの豊かさに関する評価は低い状況です。また、区内には大地震の発生時には大きな被害が想定されている木造住宅密集市街地が存在し、安心・安全なまちづくりが喫緊の課題となっており、まちづくりの観点からもオープンスペースの確保等が必要です。従来のみどりの取組の充実とともに、新たな制度や手法の導入も含め、身近なみどりを質・量ともに豊かにしていくための施策を実施していく必要があります。
- 中野区のような都市環境の中で、みどりを守り育てるためには、区民や事業者のみどりに対する理解と協力が不可欠です。そのため現在行っている緑化啓発事業を継続・発展させていくとともに、多様な主体によるみどりの創出や保全のさらなる推進に取り組んでいく必要があります。

3 のぞましいみどりの姿と基本方針

●基本理念

都市のみどりは、四季の変化が感じられる場、生きものが生息・生育する場、防災拠点となる場、固有の景観を作り出す場、レクリエーション・憩いの場として、必要不可欠な生活環境基盤です。

中野に住む人や中野を訪れる人が、みどりを感じ、ふれあうことで、みどりがあることの快適性や魅力を知り、みどり豊かなまちの実現をめざします。

●基本方針

基本方針1 みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる

まちづくり事業に基づき、拠点となるみどり空間を整備することで、地域のかかえる課題解決となる場合は、戦略的にみどりの拠点の整備を行い、みどりのまちづくりを進めていきます。

基本方針2 みどりのネットワークを構築する

西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たなみどりの軸を含めたネットワークの構築を目指すとともに、歴史・文化・景観的資源も生かした多様な視点からのネットワークの活用を図ります。

基本方針3 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する

消失していく可能性が高い民有地のみどりを保全するため、現在実施している保全施策の内容強化や、景観的な観点からも、地域ゆかりのみどりの保全を推進します。

基本方針4 身近なみどりを増やす

延焼防止効果を高めるなど防災上の課題等を解決しつつ、四季の変化やうるおいを感じられる身近なみどりを増やすために、さまざまな土地利用の状況を踏まえた緑化の推進や、暮らしのなかのみどりのネットワーク形成をはかります。

基本方針5 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む

都市のみどりは人々の生活と共存するため、適切な維持管理が不可欠であり、日常的な維持管理や樹木の植え替えを適切に行うなど、量を増やすだけでなく質にも配慮した緑化を進めていく必要があります。そのため、区民や事業者がみどりに対する理解を深め、協力し、それぞれの立場でみどりに係っていくために、情報発信や、普及啓発活動の実施を推進します。

区、区民、事業者は、現存する緑を保存するように心がけなければなりません。樹木をやむを得ず伐採する場合には、その場所または他の場所へ補植を行うこと等により、緑の総量が減少しないよう緑の回復にできる限り努めることとします。

●みどりのまちの将来像

私たちは、受け継がれてきたみどりを守り育て、新しいみどりを生みだし、これらのみどりを将来に引き継ぐことで、みどりのある快適なまちをめざします。

そのようなみどり豊かなまちでは、人々がみどりを育て、みどりにふれあい、みどりのある生活を楽しみながらいきいきと暮らしています。

いきいきと人とみどりが育つまち

- 中野のまちは、人もみどりも尊重します。
- 中野のまちは、人とみどりが健康・安全に育つ場を提供します。
- 中野のまちは、次の世代により良い未来をつないでいきます。

●計画の目標

目標みどり率

18.32% (2028年度)

緑地の確保目標量

104.56ha (2028年度)

公園緑地の確保目標量

53.47ha (2028年度)

区民の意識

みどりの豊かさ満足度 **65%** (10年後)
公園・広場の満足度 **65%** (10年後)

4 実現への施策

●重点施策

重点施策1 民間活力の活用によるみどりの拠点の充実

区内のみどりが減少を続け、さらなるオープンスペースや緑地の確保が望まれている一方、都市化が進行した中野区において新たな公園を整備することは限界があります。また、公園や広場においてはさらなる区民満足度の向上が望まれています。こうした課題解決に民間活力を活用するため、市民緑地認定制度の活用や、公園の管理・運営における民間参画を促し、質量ともにみどりの拠点の充実を図ります。

【実施施策のうち関連する施策】

1. (1) ① 防災機能を有する公園の整備
(5) ① 公開空地等のオープンスペースを活用したみどりの創出
3. (6) ⑤ 公園の管理・運営における民間参画の推進
4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用

重点施策2 新たなみどりの軸を加えたみどり豊かな回廊の形成推進

みどりの少ない中野区において、南北に走る中野通り、山手通りなどの幹線道路沿いの街路樹等が貴重なみどりの軸となっていますが、それらを互いに結ぶことでまちの回遊性が高まり、都市活動の活性化や潤いのある景観形成につながります。このため、西武新宿線の連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築に重点的に取り組むとともに、既存の軸のさらなる充実を図り、みどり豊かな回廊の形成を推進します。

【実施施策のうち関連する施策】

2. (2) ① 街路樹の計画的な保全と充実
② 都市計画道路の街路樹整備の推進
(4) ① 西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築
3. (2) ② 歴史あるみどりを巡るまち歩きルートを活用
4. (2) ③ 接道部緑化の推進

重点施策3 地域にゆかりのあるみどりの保全強化

地域にゆかりのあるみどりは減少・消失の一途をたどり、保全施策の強化が喫緊の課題です。保護樹木、保護樹林への助成の拡充に加え、大樹に育てていくための新たな助成制度の創設、樹林等を保全活用する仕組みづくりなど、制度の拡充を図ります。

【実施施策のうち関連する施策】

3. (1) ① 保護樹木、保護樹林の指定の促進
③ 貴重木や巨木等のみどり資源としての活用
④ 地域でみどりを保全する仕組みの構築
4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用

●みどりのまちづくりを実現する施策

1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる

施策の内容	事業の内容
(1) 計画的な公園の整備	①防災機能を有する公園の整備【充実】【重点1】 ②都市計画決定済の公園の整備【充実】 ③重点化を図るべき公園の整備【継続】
(2) 計画的な公園の再整備	①地域特性に合わせた公園リニューアル【継続】 ②区民参加による公園リニューアル【継続】 ③公園内の緑の回復努力【継続】
(3) 個性的な公園や緑地の整備	①個性ある公園の整備【継続】
(4) 身近な場所の公園緑地の整備	①借地公園や立体都市公園の活用【継続】 ②開発行為に伴う提供公園の充実【充実】 ③まちづくり事業を活かした緑化の推進【充実】
(5) まちづくり事業に伴うみどり空間の整備	①公開空地等のオープンスペースを活用したみどりの創出【充実】【重点1】 ②地区計画による緑化ルールの導入【充実】 ③都市開発諸制度を活用した緑化の推進（東京都）【継続】

2. みどりのネットワークを構築する

施策の内容	事業の内容
(1) 河川による水とみどりのネットワークの構築	①神田川水とみどりの親水軸の整備【継続】 ②妙正寺川水とみどりの親水軸の整備【継続】 ③河川沿いの緑化の推進【継続】
(2) 道路によるみどりのネットワークの構築	①街路樹の計画的な保全と充実【継続】【重点2】 ②都市計画道路の街路樹整備の推進【継続】【重点2】
(3) みどりの環境軸（中野通り、山手通り）やみどりの補助軸（他の幹線道路）の緑化推進	①沿道緑化の推進【継続】 ②風の通り道となるみどりの環境軸や補助軸の形成【充実】
(4) 新たなみどりの軸によるネットワーク構築	①西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築【充実】【重点2】 ②生きものに配慮したみどりのネットワーク形成【充実】

3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する

施策の内容	事業の内容
(1) 樹木や樹林の保全	①保護樹木、保護樹林の指定の促進【充実】【重点3】 ②保護樹木の指定基準の見直し【充実】 ③貴重木や巨木等のみどり資源としての活用【充実】【重点3】 ④地域でみどりを保全する仕組みづくり【継続】【重点3】
(2) 歴史あるみどりの保全	①歴史あるみどりを活かしたまちづくり【充実】 ②歴史あるみどりを巡るまち歩きルートの活用【充実】【重点2】
(3) 農地の保全と活用	①生産緑地地区の追加指定【充実】 ②親子農園、高齢者農園の活用推進【継続】
(4) 建築計画等における既存樹の保全	①まちづくり事業における既存樹木の活用【継続】 ②緑化計画書制度による既存樹の保全【継続】
(5) 水とみどりの循環の推進	①公園整備に伴う透水性舗装・雨水浸透施設の整備【継続】 ②道路改修に伴う雨水浸透貯留施設の設置【新規】 ③建築計画における雨水流出抑制施設の設置【継続】
(6) 公園の適正な維持管理運営	①公園の維持管理方針【継続】 ②公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新【充実】 ③指定管理者制度を導入した公園の維持管理【継続・充実】 ④区民との協働による公園の維持管理【継続・充実】 ⑤公園の管理・運営における民間参画の推進【新規】【重点1】
(7) 公共施設緑地の適切な維持管理	①公共施設緑地の維持管理等の手引き等の作成【新規】 ②公共施設花壇ボランティアの新たな支援制度の充実【充実】

4. 身近なみどりを増やす

施策の内容	事業の内容
(1) 公共施設緑化の推進	①区役所新庁舎建設における緑化の推進【新規】 ②区立小中学校の改築に伴う緑化整備の充実【充実】 ③区立小中学校における緑のカーテンの継続推進【継続】 ④その他公共施設の改築に伴う緑化の推進【継続】
(2) 緑化を推進する制度を活用した緑化の推進	①緑化計画書制度による指導の継続実施【継続】 ②緑化計画書の見直し【充実】 ③接道部緑化の推進【継続】【重点2】 ④緑化に対する助成制度の継続【継続】
(3) まちなかの緑化の推進	①苗木配布の継続実施【継続】 ②まちづくり事業と連携した緑化の推進【継続】 ③まちづくり事業を活かした緑化の推進（再掲） ④無電柱化事業に伴う緑化推進【充実】
(4) 生きものの生息・生育できる場の保全・整備	①公園の再整備、区立小中学校の改築におけるピオトープ整備の推進【継続】 ②民有地におけるピオトープ整備の普及啓発【新規】 ③開発事業等における既存樹林の保全【継続】 ④適切な維持管理【継続】
(5) 身近なみどりのネットワークの構築	①区立小中学校の改築に伴う緑化整備の充実（再掲） ②接道部緑化の推進（再掲） ③身近なみどりの整備事例の紹介【充実】
(6) 市民緑地認定制度などを活用した緑化の推進	①市民緑地認定制度の活用【新規】【重点1・3】

5. 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む

施策の内容	事業の内容
(1) みどりに関する学習機会の増設	①みどりの教室、緑化相談会の継続実施【充実】 ②なかの里・まち連携事業を通じた体験学習の実施【充実】 ③子どもを対象とした環境教育用パンフレットの作成【継続】 ④生きもの観察会の実施【新規】
(2) みどりの普及啓発活動の推進	①なかのみどりの貢献賞の充実【継続】 ②みどりに関する情報発信の強化【充実】 ③中野区花と緑の祭典の実施【継続】
(3) みどりの情報拠点の整備	①みどりに関する活動への支援促進【継続】 ②みどりの情報館の利用促進【継続】
(4) 自然環境学習の場の提供	①なかの里・まち連携事業を通じた体験学習の実施（再掲）
(5) 中野の森プロジェクト・身近な緑を守り育てる活動への取り組み	①中野の森プロジェクトへの取り組み【充実】 ②森林整備等に関する寄付募集の普及啓発【継続】

●緑化重点地区の指定

- 中野区では区全域において、みどりが十分にあるとは言えず、p.7 みどりの配置計画（将来図）にも示したとおり、区全体に点在する公園や学校等の公共施設、社寺や住宅等の民有地等においてみどりの現状の課題解決に向けた緑化推進を図る必要があります。
- このため、改定前計画を継承して中野区全域を緑化重点地区の区域に指定し、本計画の目標達成とみどりの将来像の実現に向けて、区内の全ての地域において、みどりの現状と地域特性にあった施策の実現に努めていきます。
- また、緑化重点地区では、区民・事業者による自主的な緑化の推進が、より積極的な活動として展開できるように、各種活動団体や緑地協定の締結等への支援を行っていきます。

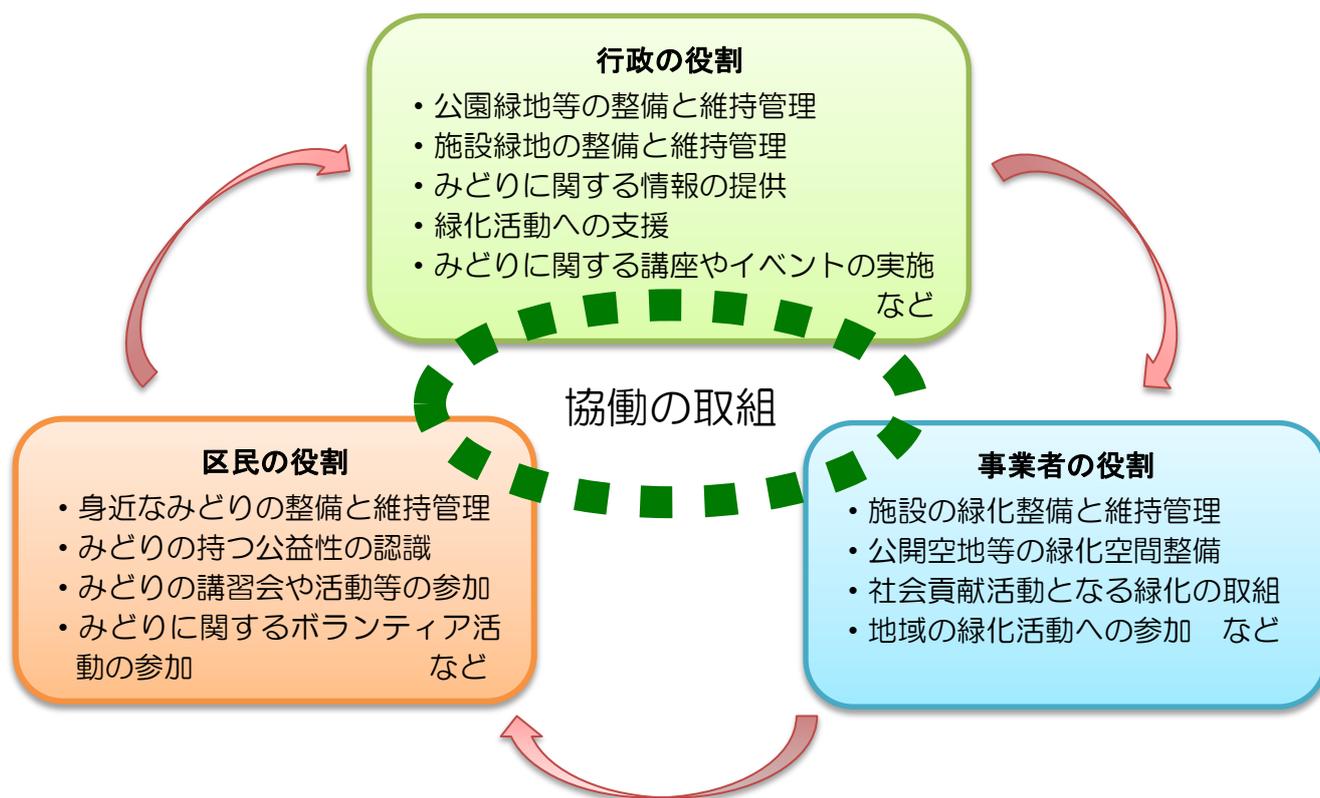
5 計画実現のために

● 区の推進体制

- みどりの保全と緑化の推進のための各種施策は、庁内の連携と調整が必要となります。関係部署で構成するみどりの推進会議を通じて、事業の進捗状況の確認を行います。併せて事業の主管課は、事業計画の立案・実施に先立ち、必ず都市基盤部公園緑地課へ事前協議を行い、みどりの基本計画との整合性を図るよう努めます。

● 区民・事業者・区の役割分担

- 区民は、生け垣・植樹帯や庭木などの維持管理、屋上やベランダでの緑化整備、公園管理のボランティアなど、身近なみどりの充実に取り組むとともに、環境学習事業等への参加を通じて、自然やみどりに対する意識を高めます。
- 事業者は、接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化、公開空地等の緑化スペースの整備や維持管理のほか、地域住民と連携した地域緑化の充実などに取り組みます。
- 区は緑化活動の広がりを支援するために、自主的な緑化活動への支援の他、緑化活動を行いたいと考える区民への情報提供、講座の開催、みどりのボランティア団体の育成や活動の場の提供などを行います。



● 周辺区・東京都・国との連携

- みどりの整備や維持管理にあたっては、東京都をはじめとして周辺区とも連携を図り、意見交換や調整を行うことで、より一層みどりの機能を充実させていきます。

●みどりの配置計画（将来図）



中野四季の都市(まち)



親子農園



中野マルイ四季の庭・水辺の庭
(中野みどりの貢献賞受賞)

中野区みどりの基本計画（概要版）

平成31（2019）年

中野区環境部地球温暖化対策分野

〒164-8501 東京都中野区中野 4-8-1 電話 03-3228-5554

中野区ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>

中野区みどりの基本計画



平成 31(2019) 年

目 次

第1章 みどりの基本計画について	1
1-1 計画改定の目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画のフレーム	2
1-4 みどりの定義	3
第2章 みどりの現状と課題	4
2-1 中野区のみどりの現状	4
2-2 みどりの機能から見たみどりの現状	10
2-3 みどりに関する区民意識	15
2-4 計画の達成状況	18
2-5 中野区のみどりの課題	26
第3章 のぞましいみどりの姿と基本方針	28
3-1 基本理念	28
3-2 基本方針	28
3-3 みどりのまちの将来像	30
3-4 計画の目標	31
3-5 みどりの配置計画	34
3-6 緑化重点地区の指定	35
第4章 実現への施策	36
4-1 施策の体系	36
4-2 重点施策	38
4-3 みどりのまちづくりを実現する施策	39
第5章 地域別緑化推進の方針	55
5-1 南部地域	56
5-2 中南部地域	58
5-3 中東部地域	60
5-4 中央部地域	62
5-5 北東部地域	64
5-6 北部地域	66
5-7 北西部地域	68
第6章 計画実現のために	70
6-1 区の推進体制	70
6-2 区民・事業者・区の役割分担	70
6-3 周辺区・東京都・国との連携	71

第7章 資料編.....	72
7-1 緑被の状況.....	72
7-2 接道部緑化の状況.....	73
7-3 樹林の状況.....	74
7-4 樹木の状況.....	75
7-5 みどり率について.....	76
7-6 公園について.....	76
7-7 改定の経過.....	77

第1章 みどりの基本計画について

1-1 計画改定の目的

中野区ではみどりに関するマスタープランとして「中野区みどりの基本計画」を平成13年（2001年）に策定しました。その後、平成21年（2009年）8月に「中野区みどりの基本計画」の改定を行い（以下、「改定前計画」という。）、平成30年（2018年）を目標年次として、改定前計画に基づきみどりのまちづくりを進めてきました。その間、ヒートアイランド現象の深刻化、地球温暖化の進行、生態系の変化、大規模地震や豪雨等に対する防災対策、公園施設をはじめとした社会資本の老朽化の進行等、社会状況の変化に伴い、新たな課題への対応が求められています。

こうした社会状況の変化に応じるため、国では「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（平成28年（2016年）5月）」とりまとめを行い、平成29年（2017年）5月には「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布されました。

中野区においても、社会状況の変化と今後の長期的な社会動向等を見据えて、中野区基本構想の改定を行い、あわせて「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（以下、「10か年計画」という。）」を平成28年（2016年）4月に策定しました。また、地球温暖化対策を中心に環境保全の基本計画である「中野区環境基本計画」を平成28年（2016年）3月に策定しました。

その一方で、住宅の建替えを契機とした宅地の細分化などが要因となり、民有地における緑は引き続き減少し、改定前計画が策定された平成21年（2009年）から10年間に、中野区における緑被率は16.37%から16.14%へと、区全体の面積に対して0.23%減少し、3.61haの緑が失われました。

このように基本計画を平成21年（2009年）に改定した当初とは大きく変動している状況を踏まえ、みどりが持つ多様な機能を十分に発揮することで、中野区基本構想で掲げる将来都市像「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちの実現を目指し、みどりの基本計画を改定します。

1-2 計画の位置づけ

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に定める緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画であるとともに、中野区みどりの保護と育成に関する条例第4条に基づくみどりの保護と育成に関する基本計画です。

中野区基本構想及び中野区10か年計画を上位計画とし、中野区都市計画マスタープラン、中野区環境基本計画と整合を図るものです。また、「みどりの新戦略ガイドライン」をはじめとした東京都等の緑に関する計画とも整合を図ります。

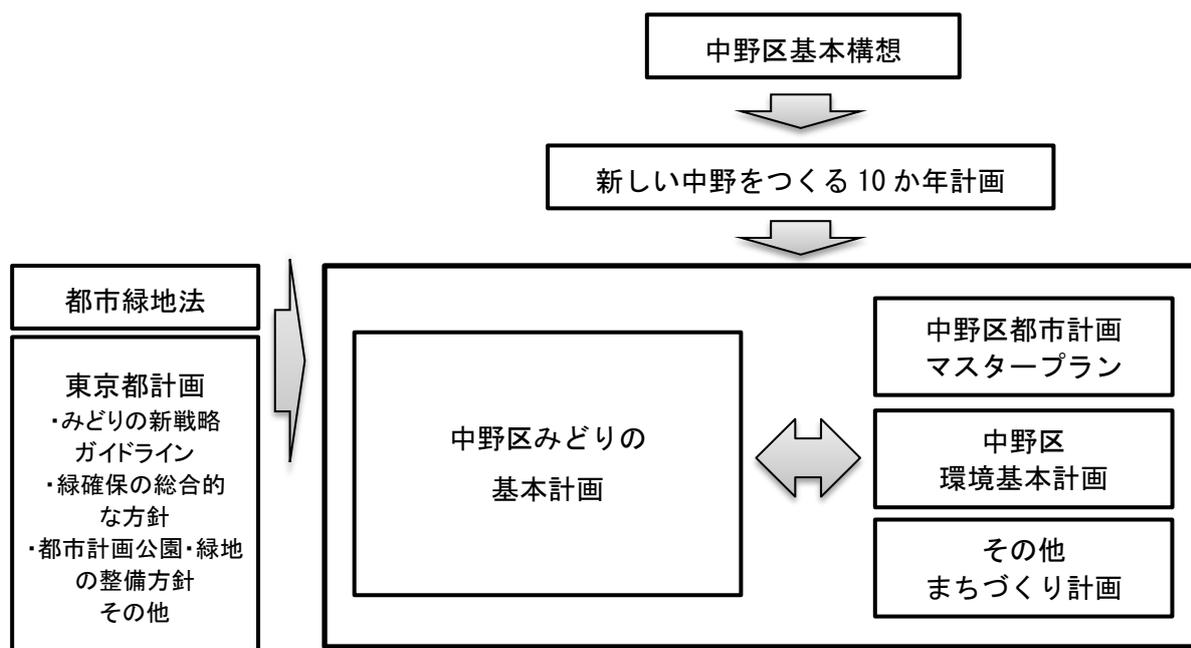


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 計画のフレーム

(1) 計画の期間

みどりの基本計画の計画期間は、2019年度を初年度とし、2028年度までの10年間とします。計画の策定後は、施策等の進捗状況の確認と達成度の検証を行い、区の上位計画や社会状況の変化に応じて改定を行うこととします。

(2) 計画の範囲

中野区全域とします。

(3) 将来人口

平成30年(2018年)1月1日現在の中野区の人口は約33万人です。本計画では、新しい中野をつくる10か年計画における区がめざす将来推計を踏まえ、2028年における将来人口を約32万人とします。

1-4 みどりの定義

本計画の“みどり”とは、樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息する虫や鳥をはじめとする生き物、緑と一体をなす水や大気や土とともにとらえ、こうした環境全体を対象とします。

区の木 区の花

中野区では、昭和54年に区民公募によって、区の木を「しい」、区の花を「つつじ」に決定しました。「しい」や「つつじ」は、公園の植栽等に活用しています。



しい



つつじ

第2章 みどりの現状と課題

2-1 中野区のみどりの現状

(1) みどりの分布状況

平成28年度（2016年度）に実施した中野区緑の実態調査では、区全域の緑被地面積は251.35ha、緑被率は16.14%でした。平成19年度（2007年度）調査時点の緑被地面積は254.96ha、緑被率は16.37%で、この10年間で3.61ha、区全体の面積に対して0.23%の減少でした。

公共用地、道路、公園等の公的な土地利用の緑被地は、緑被地全体の約37%で、その他の緑被地は民有地にあり、そのほとんどが住宅の緑となっています。



図2-1 緑被地面積の推移

出典：平成28年度中野区緑の実態調査

一方みどり率*は、平成28年度（2016年度）の時点で17.46%と、平成19年度（2007年度）のみどり率17.54%から、区全体の面積に対して0.08%の減に留まっています（みどり率の推移は、P18.2-4 計画の達成状況（1）みどり率の状況を参照）。

区内の主なみどりのまとめりは、平和の森公園、江古田の森公園、哲学堂公園等の公園、敷地規模の大きい集合住宅、社寺林等になります。また中野四季の都市（まち）の完成により、中野四季の森公園や大学、事業所の緑地が一体的に整備されたほか、白鷺せせらぎ公園、本五ふれあい公園、南台いちょう公園といった大規模公園等が整備されたことにより、新たな緑化空間が形成されました。

※みどり率：緑被地に河川等の水面の占める面積と、公園の緑で覆われていない部分を合わせた面積の区全体に占める割合

平成 19 年と 28 年の区全体の緑被率の変化をみると、緑被率の高い地域（上鷺宮、鷺宮、江古田等）の多くで減少傾向にあることが分かります。こうした地域は緑被の多くが民有地にあり、主な減少要因として住宅開発や駐車場の整備等による屋敷林等の消失や減少などがあげられます。このほか、開発による一時的な更地化や、地下調節池等の整備に伴う既存樹林の伐採なども緑被率の減少に反映されています。

一方、一時的に更地であった箇所への植栽や、公園・街路樹の生長などにより緑被率が増加した地域もみられます。今後は新たな大規模公園の整備に伴い、植え替えられた若木等の生長による緑被地面積の増加も期待されます。

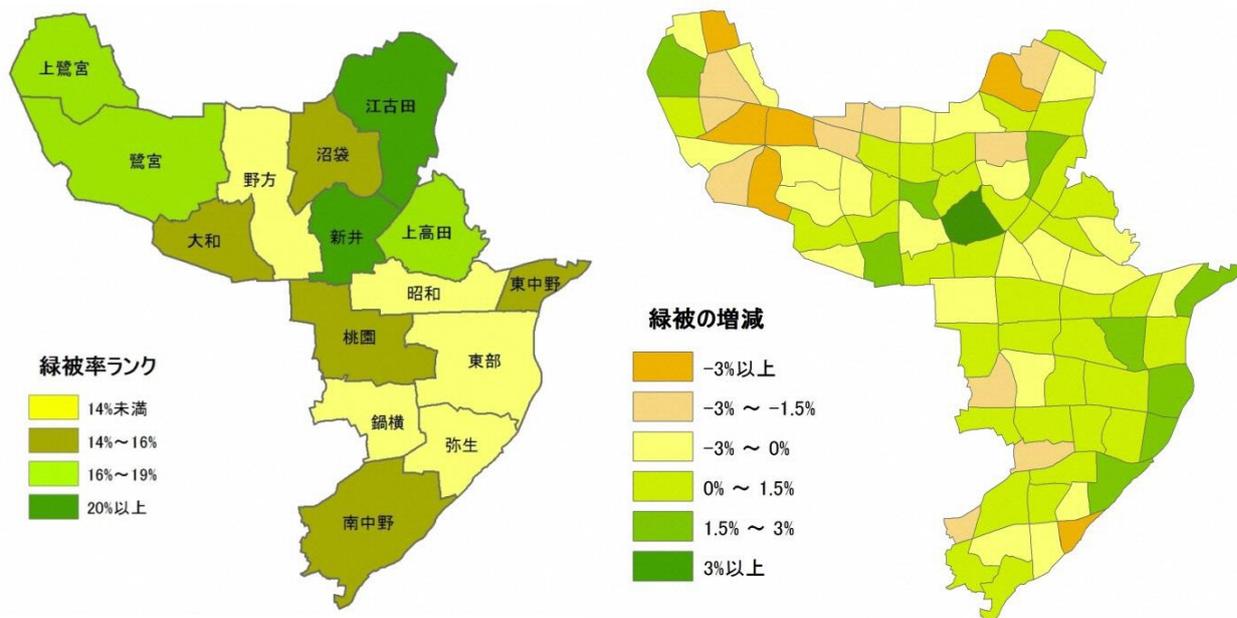


図 2-2 区民活動センター区域別緑被率ランク図（左）

町丁目別の緑被率経年変化図（平成 28 年－平成 19 年）（右）

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(2) 住宅地のみどりの現状

中野区は、面積の半数以上が住宅地で占められていますが、平成 28 年度（2016 年度）の住宅地※における緑被率は 15.1%と、区全体の緑被率と比較し低いことが分かります。また、平成 19 年度の緑被率 15.5%からは 0.4 ポイント減少し、緑被地面積にして 2.29ha の緑が失われました。

この内訳を、草地・樹木地・屋上緑化の別で見ると、草地は 1.64ha、屋上緑化は 0.11ha 増加している一方で、樹木地は 4.04ha も減少しています。

住宅地では緑被自体が減少しているだけでなく、緑被を構成している緑が高さを持った樹木から地表面を覆う草本等へと変化していることが分かります。

※住宅地：ここでは東京都土地利用現況調査において建物用途が住宅用地に分類される敷地のことを指します。

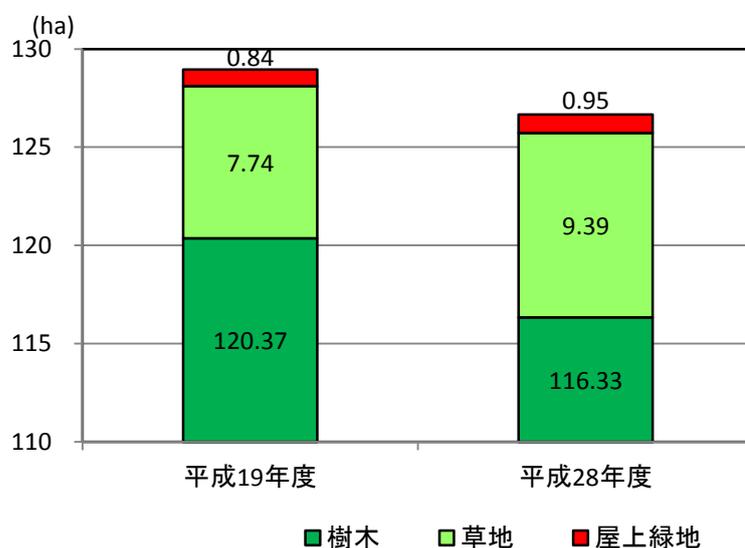


図 2-3 住宅地の緑被の推移

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(3) 建築物上のみどりの現状

区内の建築物上の緑化のうち、屋上緑化は約 921 箇所、2.81ha が整備されており、平成 19 年度調査時点より約 1ha 増加しました。また、壁面緑化は約 130 箇所、0.48ha が整備されています。

中野四季の都市（まち）で新設された建築物には、大規模な屋上緑化や壁面緑化が整備されています。また、区立・都立・私立学校の建替によっても屋上緑化が整備されています。

(4) 接道部緑化の現状

接道部緑化の整備量は平成 19 年度（2007 年度）調査と比較して、平成 28 年度（2016 年度）調査では約 2,000 箇所、約 4 km増加し、約 6,140 箇所、約 63.5 kmが確認されました。一定規模以上の建築計画では、東京都及び中野区の条例によって接道部緑化整備が義務づけられていることから、集合住宅や学校の新築・改築等に伴い、新たな接道部緑化が整備されています。また近年は、単一樹種による生け垣よりも複数の樹種を用いた植え込み状の緑化が多くなっており、道路上から見えるみどりの量の増加とともに、さまざまな表情のみどりが育まれています。

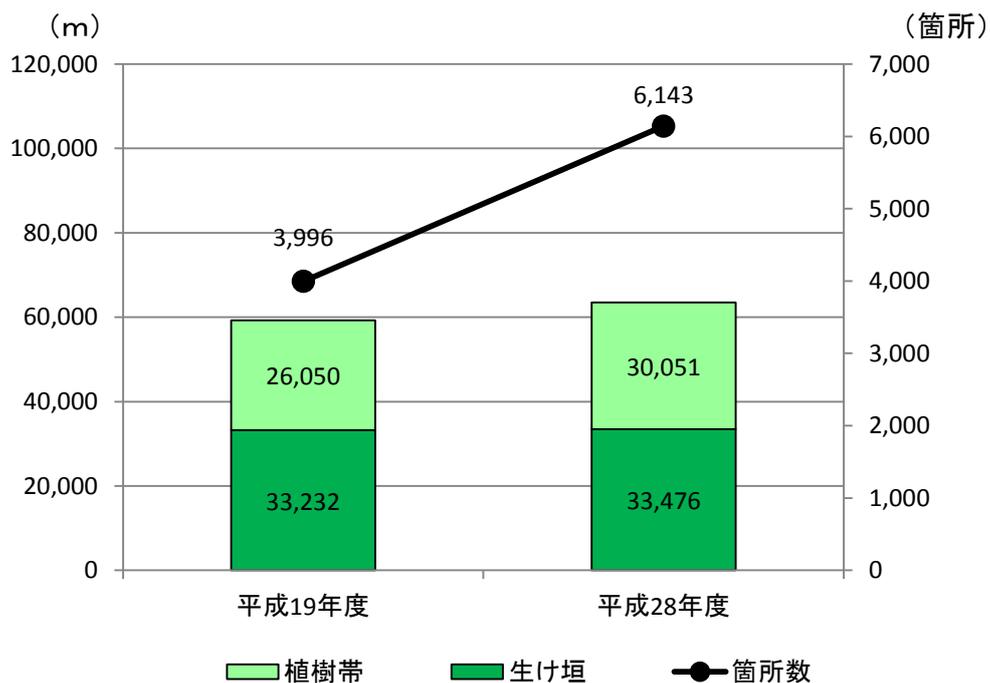


図 2-4 接道部緑化の推移

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査



区立中野中学校の接道緑化

(5) 樹林の現状

区内の樹林（面積 300 m²以上、高さ 7m 以上の樹木のまとまり）は、238 箇所、47.83ha があります。樹林の多くは公園や社寺林ですが、屋敷林、集合住宅、学校等にも樹林の分布が見られます。平成 19 年度（2007 年度）調査では約 60ha 近くの樹林がありましたが、平成 28 年度（2016 年度）調査では約 48ha に減少しています。減少の主な要因は集合住宅の建替や跡地開発によるものです。また屋敷林も開発に伴い約 1.4ha 減少しています。



図 2-5 樹林の形態別の推移

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(6) 樹木の現状

区内には、幹周り 1m 以上、高さ 9m 以上の樹木は約 5,500 本あります。これらの樹木は、全体本数としては減少傾向にありますが、幹周り 2m 以上の大きな樹木は増加しています。これらの大きな樹木は公園、社寺境内地、公的集合住宅に多く、保全されている状態にあるためです。一方で住宅地等の民有地の樹木は開発等によって減少しています。

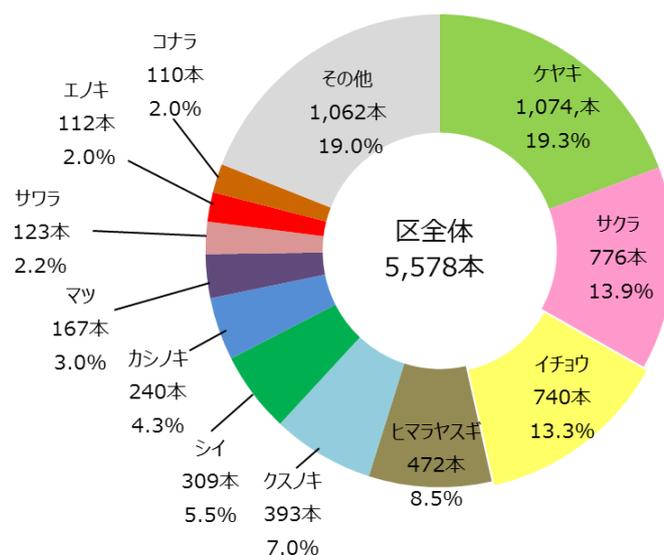


図 2-6 樹種別の樹木構成

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

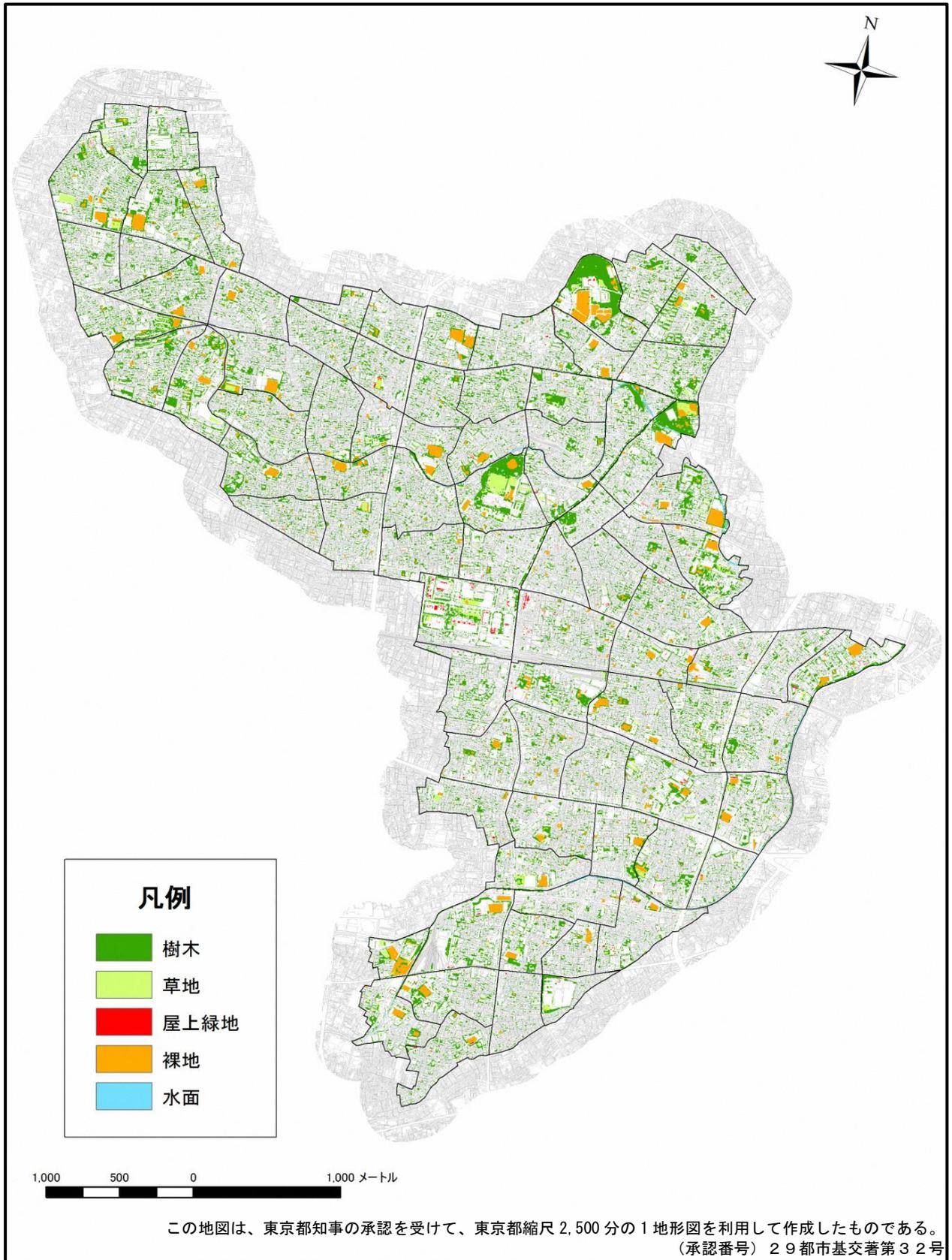


図 2-7 緑被分布図（平成 28 年 7 月撮影の航空写真をもとに作成）

2-2 みどりの機能から見たみどりの現状

みどりが都市において果たす主要な機能は ①環境保全機能 ②防災機能 ③景観機能 ④レクリエーション等自然とのふれあい機能が挙げられます。

これら4つの機能別に、ネットワーク形成の視点から整理を行います。

表 2-1 みどりの機能

みどりの機能	内容
環境保全機能	植物の持つ二酸化炭素の吸収、蒸発散作用等によって、ヒートアイランド現象*等の都市気象、大気汚染、騒音、振動の緩和、生物の生息・生息環境の場の形成、地下水の涵養など、都市環境を調節する機能
防災機能	地震や火災の発生時において、避難場所、延焼遮断帯、避難路、救援等の活動拠点となって都市の安全性、防災性を高める機能 頻発するゲリラ豪雨等において、雨水浸透による都市型洪水を抑制する機能
景観機能	風土に応じた多様な景観、四季で変化する景観、文化・歴史と関わる景観等の独自の景観を形成する機能
レクリエーション等自然とのふれあい機能	休息、運動、健康増進、自然とのふれあいなど多様化する余暇活動の需要に対応する機能

※ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象。森林や草地の減少による蒸発冷却能力の低下、建物や舗装面の増加による蓄熱量の増加、空調や車などから発生する人工排熱等が要因と考えられています。

(1) 環境保全機能に着目したみどりの現状

中野区では、平和の森公園、江古田の森公園、哲学堂公園、新井薬師公園等の面積規模の大きい公園にまとまったみどりが存在し、みどりの拠点を形成しています。また、久成寺一帯、蓮華寺一帯など社寺境内地にもまとまったみどりが存在します。これらの公園や社寺境内地の樹林は、大径木や水辺を有しているものもあり、生きものの生息・生育環境となっています。区北西部には都市部では貴重な空間である農地が現在も残っています。

身近なみどりとしては公園、住宅・マンション・事業所の庭、学校等のみどりが存在します。日常の生活において、みどりは四季の変化を感じさせてくれたり、生活環境を整えてくれたりするなど、都市の生活を快適にする役割があります。このような小さいみどりが、区内にはさまざまな形で存在しており、身近なみどりとして親しまれています。

点在するみどりの他、街路樹や河川は線状に連なるみどりを形成しています。区内の主要な幹線道路には街路樹が整備されており、山手通りの道路事業によって街路樹が整備されたことにより、南北の環境軸の形成が進んでいます。また神田川では神田川四季の道の整備の進捗に伴い、緑の軸の充実が図られています。

なお、身近なみどりのうち、屋敷林や農地等の私有地に古くからあるみどりは相続等を契機に縮小、消失する傾向にあるため、これらの保全が必要です。



図 2-8 環境保全機能に着目したみどりの現況図

(2) 防災機能に着目したみどりの現状

哲学堂公園、平和の森公園や、中野四季の森公園などの大規模公園を中心とした周辺一帯は、地震災害時に延焼から身を守るための広域避難場所に指定されています。この10年間で、中野四季の森公園をはじめ新たに5か所の大規模公園が広域避難場所の一部として整備されていますが、引き続き一人あたりの避難面積と避難距離の課題に対応するため、防災機能を備えた公園を整備していく必要があります。

その他の公園・緑地についても、延焼防止等の被害の抑止や緩和、発災後の地域住民の活動拠点や救援・復旧等の活動に重要な役割を果たすオープンスペースとして位置付けられており、まちづくり事業等を活かした整備を進めていく必要があります。

しかし、避難路や延焼遮断帯の役割を果たす都市計画道路が整備されている一方で、老朽化した木造住宅や狭あい道路等が多く存在する木造住宅密集地域も、区内に広く分布しています。これらの地域では、建築物の不燃化の促進、避難路の整備やオープンスペースの確保など災害に強い住環境づくりのための防災まちづくり事業を進めています。

神田川、妙正寺川など区内の主な河川では、局地的な豪雨による水害対策として、東京都により河川改修が進められる一方、沿道の管理用通路は遊歩道としても利用できるよう植樹帯の整備が進められており、区は引き続き東京都に対し緑化を働きかけていきます。

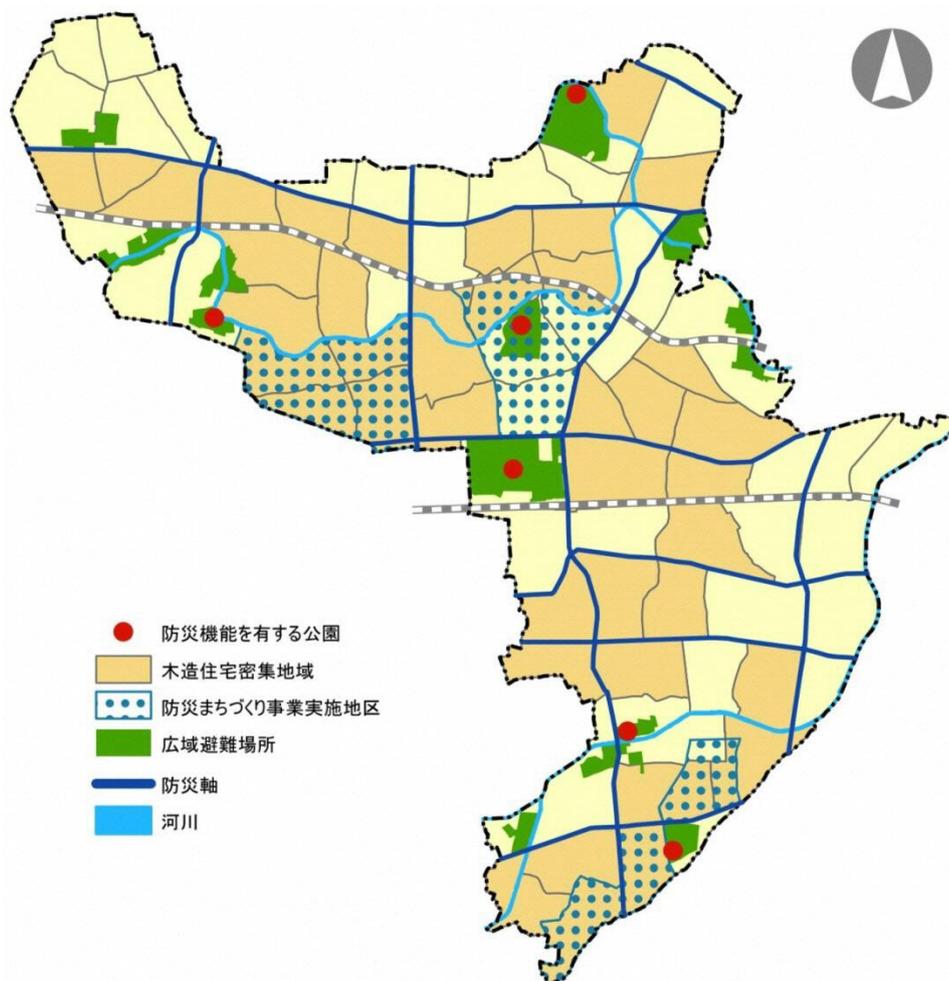


図 2-9 防災機能に着目したみどりの現況図

(3) 景観機能に着目したみどりの現状

都市の景観はそれぞれに個性を持っており、地域を代表する景観の中には、みどりと一体となって、地域の風景を形成したり、風格を醸し出しているものもあります。また、みどりそのものが景観のシンボルやランドマークになっています。

区内の特徴的な景観としては、哲学堂公園と旧野方配水塔があります。哲学堂公園は東京都の名勝に、また旧野方配水塔は国の登録有形文化財に指定されており、みどりを伴う歴史・文化的な景観となっています。中野通りや神田川の桜並木は、区民に親しまれる桜の街道となっています。また、中野駅周辺の警察大学校跡地に整備された中野四季の都市（まち）は、整備後間もないですが、中野のランドマークとなりつつあります。このように、みどり豊かなオープンスペースが、良好な都市景観の一端を形成しています。また、区北西部にはわずかながら農地が残っています。これらの農の風景は、かつての武蔵野の風景であり、中野の多様な景観のひとつの要素となっています。その他にも歴史民俗資料館のスタジイや社寺境内地のみどりのある風景は、懐かしさを感じる景観となっています。

地域のシンボルとなっているみどりの景観やみどりと一体となった良好な景観を守るとともに、みどりのある良好な都市景観を形成していく必要があります。

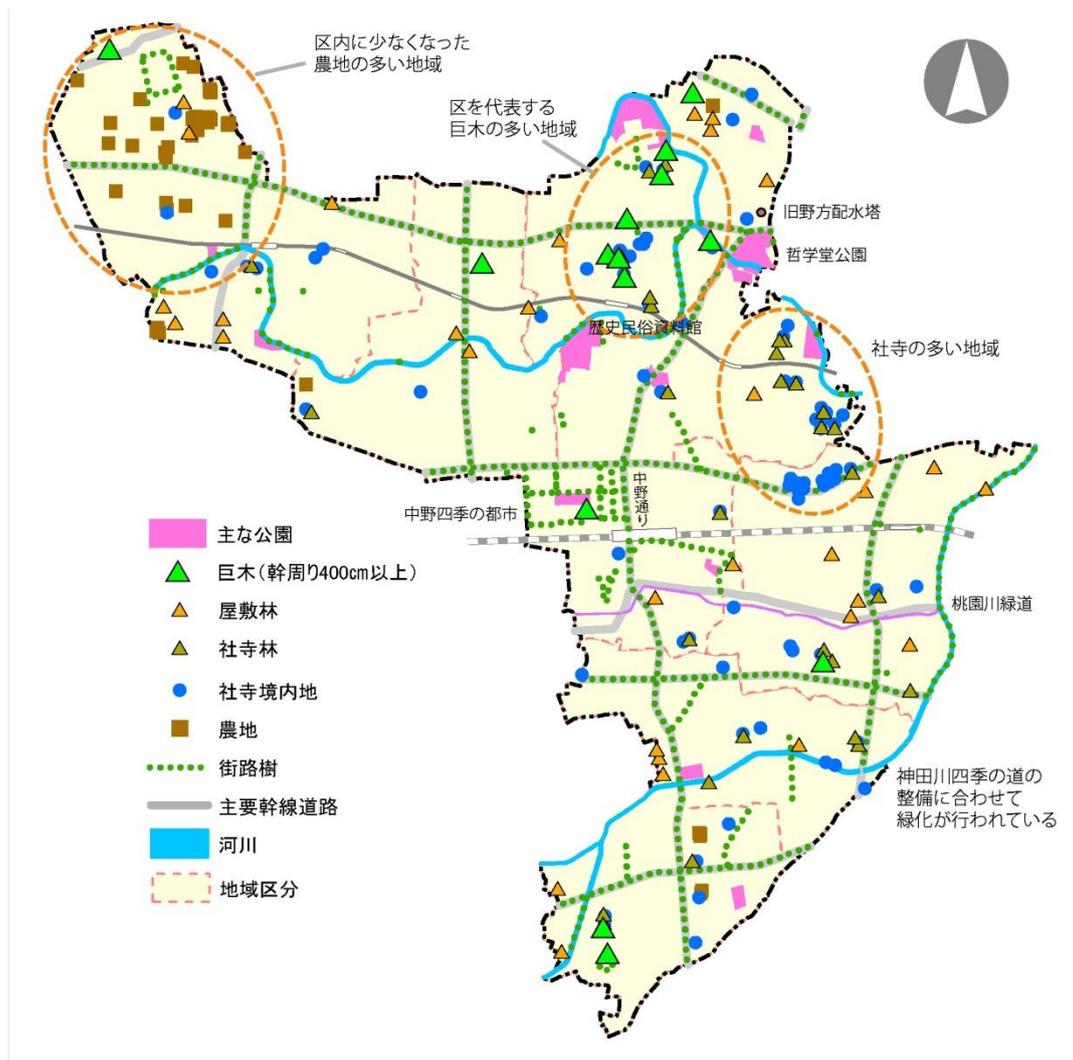


図 2-10 景観機能に着目したみどりの現況図

(4) レクリエーション等自然とのふれあい機能に着目したみどりの現状

レクリエーションの場となる公園緑地は、都市計画公園・都市公園・条例等の公園を合わせて 191 箇所（平成 29 年度末）が整備されています。面積規模の大きい総合公園、地区公園は区の北東部に、やや集まって分布しています。その他の公園は区内全域に分布しており、人が歩いて行ける範囲を約 250m とすると、区内ほぼ全域に歩いて行ける公園が分布している状態になっています。

面積 500㎡以上の公園を対象として、人が歩いて行ける範囲を示した結果が図 2-11 となり、概ね全域に分布されているといえます。一方で、区民意識・実態調査においては、公園や広場の数が少ない、狭いとの意見が見られます。計画に基づいた公園整備を進めるほか、既存の公園がレクリエーション機能を発揮できるよう、公園機能の見直しと再整備をバランスよく行う必要があります。また全区的な公園の不足に対しては、市民緑地認定制度の活用も課題となります。

桃園川緑道や神田川沿いには遊歩道があります。散歩、ジョギング等の健康活動に対応できるよう、歩行者等を優先する散策路としての整備も必要です。

※市民緑地認定制度：都市緑地法第 60 条に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

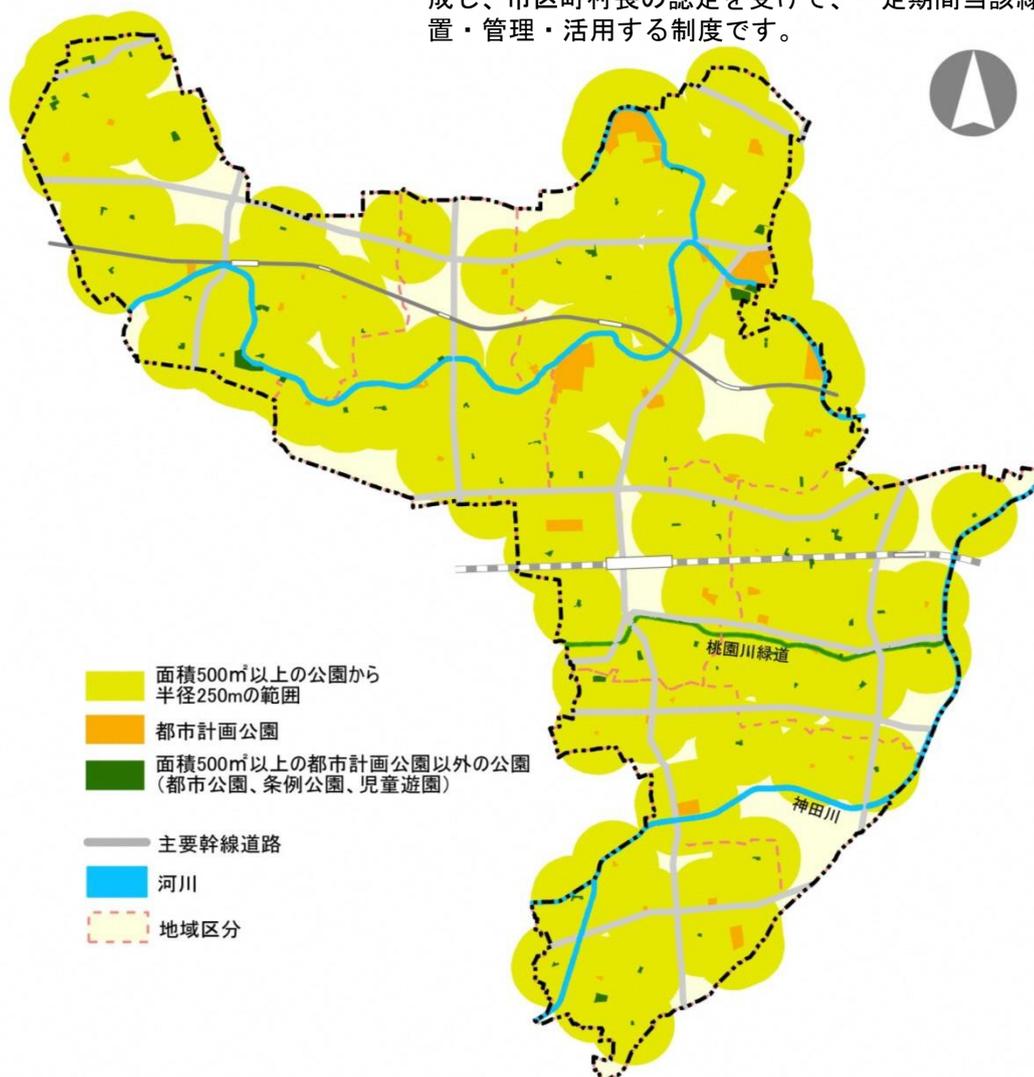


図 2-11 レクリエーション等自然とのふれあい機能に着目したみどりの現況図

2-3 みどりに関する区民意識

中野区では、20歳以上の中野区民の男女2,000人を対象に、区民の行動や意識から区民のニーズを把握することを目的として、毎年「中野区区民意識・実態調査」を行っています。区民意識・実態調査において、みどりに関する内容を整理しました。

(1) 生活環境の満足度

生活環境の満足度では、自宅周辺の生活環境についてどのように感じるか16項目にわたり質問をしています。みどりに関する項目として「みどりの豊かさについて」「公園や広場について」があげられており、「2017 中野区区民意識・実態調査（2018年（平成30年）2月）」では、「どちらかといえばよい」と「よい」を合わせたよい評価は「みどりの豊かさ」が60.9%、「公園や広場」が60.2%でした。「みどりの豊かさ」は沼袋、松が丘、江原町、江古田、白鷺、上鷺宮で、それぞれ高くなっています。みどりに関する2項目の「どちらかといえばよい」と「よい」を合わせたよい評価の推移は図2-12のとおりです。

中野四季の森公園が開園した2012年（平成24年）の翌年の2013年（平成25年）に各項目ともよい評価の割合が高くなっています。その後いったんは割合が減少しましたが、2016年はよい評価が増加し、2017年では「公園や広場」へのよい評価は増加していますが、「みどりの豊かさ」へのよい評価はやや減少しました。

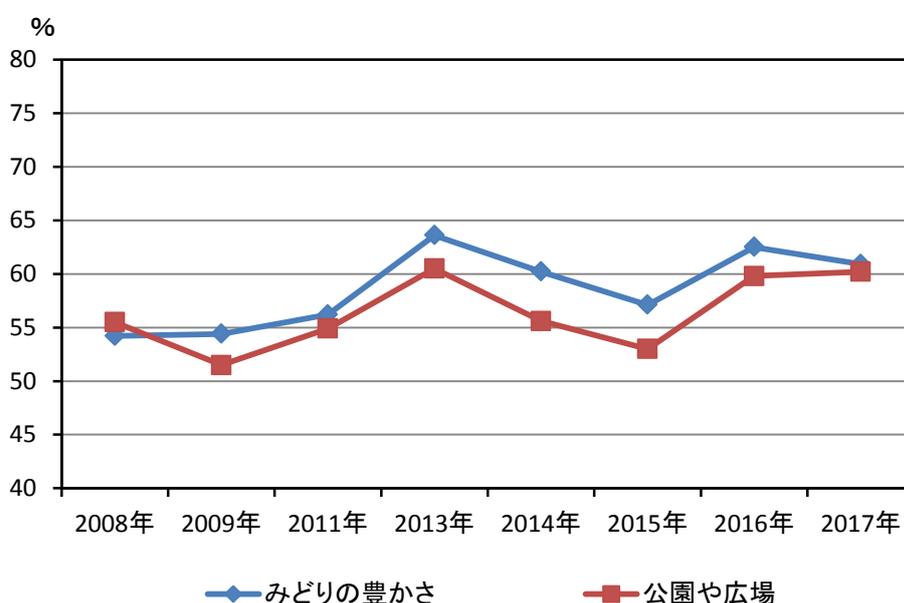


図 2-12 みどりに関するよい評価の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

(2) 区内の公園や広場の利用状況

図 2-13 は区内の公園や広場の利用状況、図 2-14 は区内の公園や広場利用者の満足度の推移を示しています。

公園や広場の利用状況について、2017 年（平成 29 年）調査では、「利用しない」が約 43%と最も高く、次いで「年に数回程度」、「月に 1～2 回程度」となっています。過去 3 年間の利用状況に変化はありません。

公園や広場利用者への満足度では、「まあ満足している」が最も高く、「やや不満である」「非常に不満である」の順位となっています。

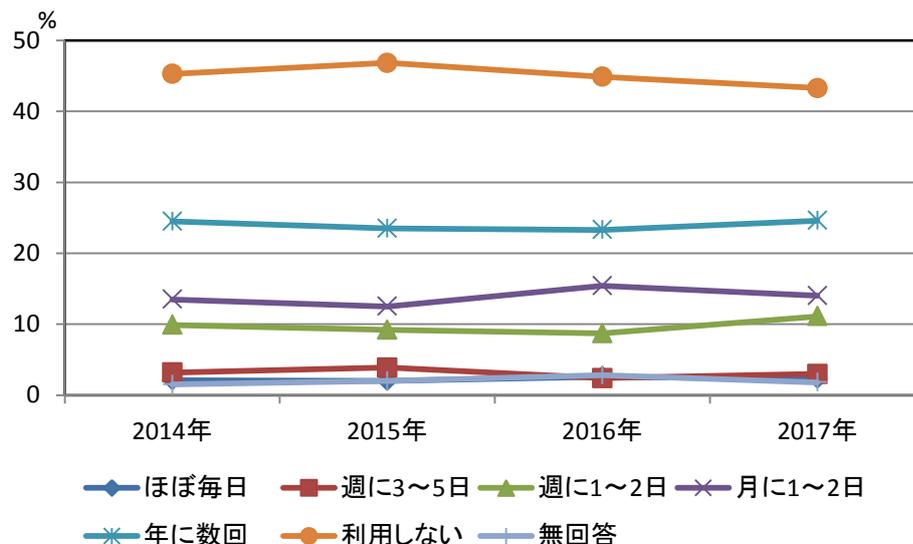


図 2-13 区内の公園や広場の利用状況の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

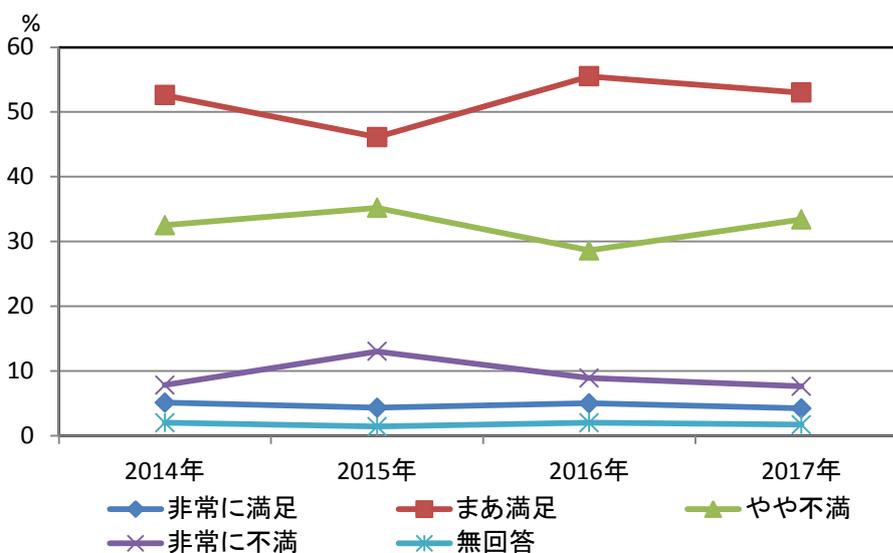


図 2-14 区内の公園や広場利用者の満足度の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

(3) 区内の公園や広場利用者の不満理由

公園や広場に不満がある人に、不満の理由を聞いた結果は図 2-15 のとおりです。

「数が少ない」「狭い」が不満理由の上位を占めています。「きれいでない」「治安が悪い」は減少傾向にあります。

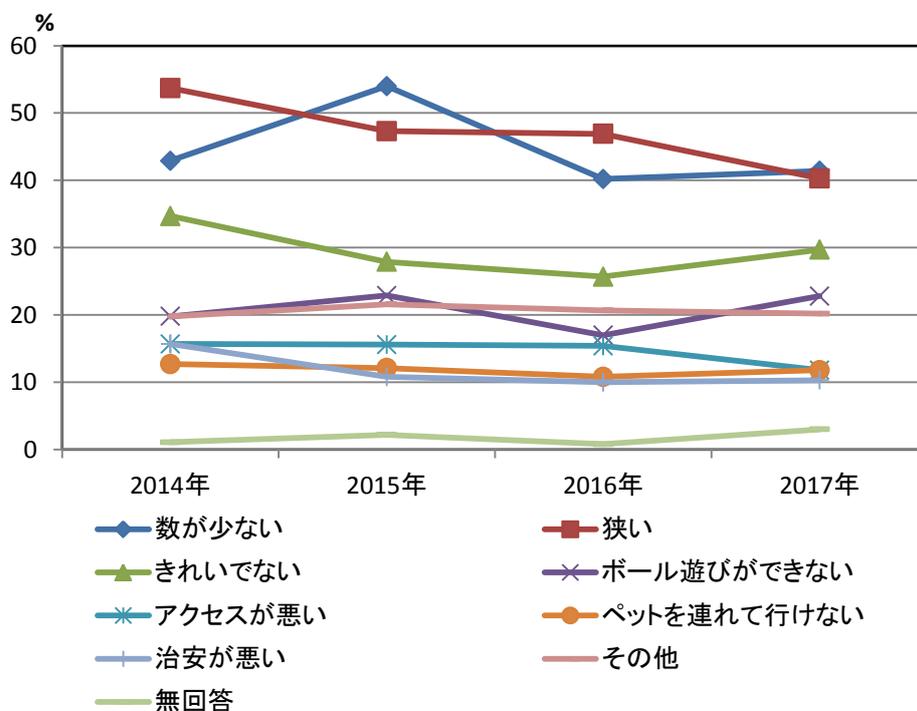


図 2-15 公園や広場に不満のある人の不満の理由の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

P14.2-2(4)「レクリエーション等自然とのふれあい機能に着目したみどりの現状」において、人が歩いて行ける公園は概ね全域に分布されていることが分かりますが、人口密度が高い中野区では一人あたりの公園面積は 1.40 m²と小さく、アンケートの結果からも区民は不満を抱えていることが分かります。公園の不足に対しては、都市緑地法における改正の趣旨も踏まえ、民有地の農地や緑地の公共的な利用も視野に入れ対応する必要があります。

公園の衛生・治安上の問題や利用ルールの問題に対しては、引き続き利用者のマナー向上につながる講習会を実施するほか、地域の協力を得ながら見回りなどを強化し治安の改善を図る必要があります。また収益還元型の管理を含めた、民間事業者等による新たな管理体制なども視野に入れていく必要があります。

なお、中野区の公園の約 6 割が開園から 35 年以上が経過しているため、老朽化した公園の再整備を行っていくと共に、ボール遊びやペットが同行できる公園、健康づくりに資する公園、乳幼児が集える公園等、各地域に特色のある公園づくりを進めていく必要があります。

2-4 計画の達成状況

改定前計画の目標に対する達成状況、および改定前計画策定後（平成 21 年度～平成 29 年度）に実施した緑化関連施策の実績を整理しました。

（1）みどり率の状況

改定前計画では、みどりの将来像の実現に向けた計画推進の指標として、みどり率による目標値を設定しています。

平成 19 年度のみどり率は 17.54%、目標みどり率（平成 30 年度）は 18.5%に対して、平成 28 年度のみどり率は 17.46%でした。草地、屋上緑化、公園等の面積は増加しましたが、樹木面積の減少が大きく、みどり率全体では区全体面積に対して 0.08%の減少でした。

山手通りの街路樹整備の他、既存の街路樹の生長等によって樹木面積が増加している箇所はありますが、住宅団地の建替や集合住宅の建設等によって、多くの樹木が減少しています。

表 2-2 みどり率の推移

調査年度	みどり地面積 (ha)	樹木 (ha)	草地 (ha)	屋上緑化 (ha)	水面 (ha)	公園面積 (ha)	みどり率 (%)
平成19年度	273.17	212.94	15.16	1.78	4.04	39.25	17.54
平成28年度	272.00	201.61	18.68	2.80	4.69	44.21	17.46
増減	-1.17	-11.33	3.52	1.02	0.65	4.96	-0.08

※面積、割合は小数第 3 位を四捨五入しているため集計値が合わない場合がある。

(2) 緑地の確保状況

確保すべき緑地は「都市施設としての緑地」「制度上安定した緑地」「社会通念上安定した緑地」に区分を行い、区全体面積に占める緑地面積の割合（緑地率）を計画の指標の一つとしています。各緑地の内容を以下に示します。

《都市施設としての緑地》

都市計画公園：都市計画決定された公園

都市計画緑地：都市計画決定された緑地

都市公園：都市公園法に基づいて設置された公園

条例等の公園：条例に基づいて設置された公園およびその他公園

《制度上安定した緑地》

生産緑地地区：生産緑地法

河川区域：河川法

公開空地等：建築基準法、都市計画法等

保護樹林：中野区みどりの保護と育成に関する条例

区民農園：中野区親子農園事業要綱、中野区高齢者農園要綱

《社会通念上安定した緑地》

社寺境内地

永続緑地：公社住宅の遊園等

表 2-3 緑地の確保状況

区分	改定前計画			現況 平成29年度 (2017年度)
	策定時 平成20年 (2008年)	中間年次 平成25年 (2013年)	目標年次 平成30年 (2018年)	
都市施設としての緑地	39.18ha	42.16ha	45.52ha	44.85ha
制度上安定した緑地	26.70ha	26.59ha	26.59ha	25.90ha
社会通念上安定した緑地	24.50ha	24.50ha	24.50ha	24.80ha
合計	90.38ha	93.25ha	96.61ha	95.55ha
緑地率	5.80%	5.98%	6.20%	6.13%

改定前計画の中間年次の目標緑地面積は 93.25ha、目標緑地率は 5.98%、目標年次の目標緑地面積は 96.61ha、目標緑地率は 6.20%に対して、現況（平成 30 年 3 月 31 日時点）の緑地面積は 95.55ha、緑地率は 6.13%でした。

公園は計画的に整備が行われてきたことから、都市施設である緑地は 5.67ha 増加しています。制度上安定した緑地については、公開空地等は増加していますが、生産緑地地区、保護樹林は減少しています。

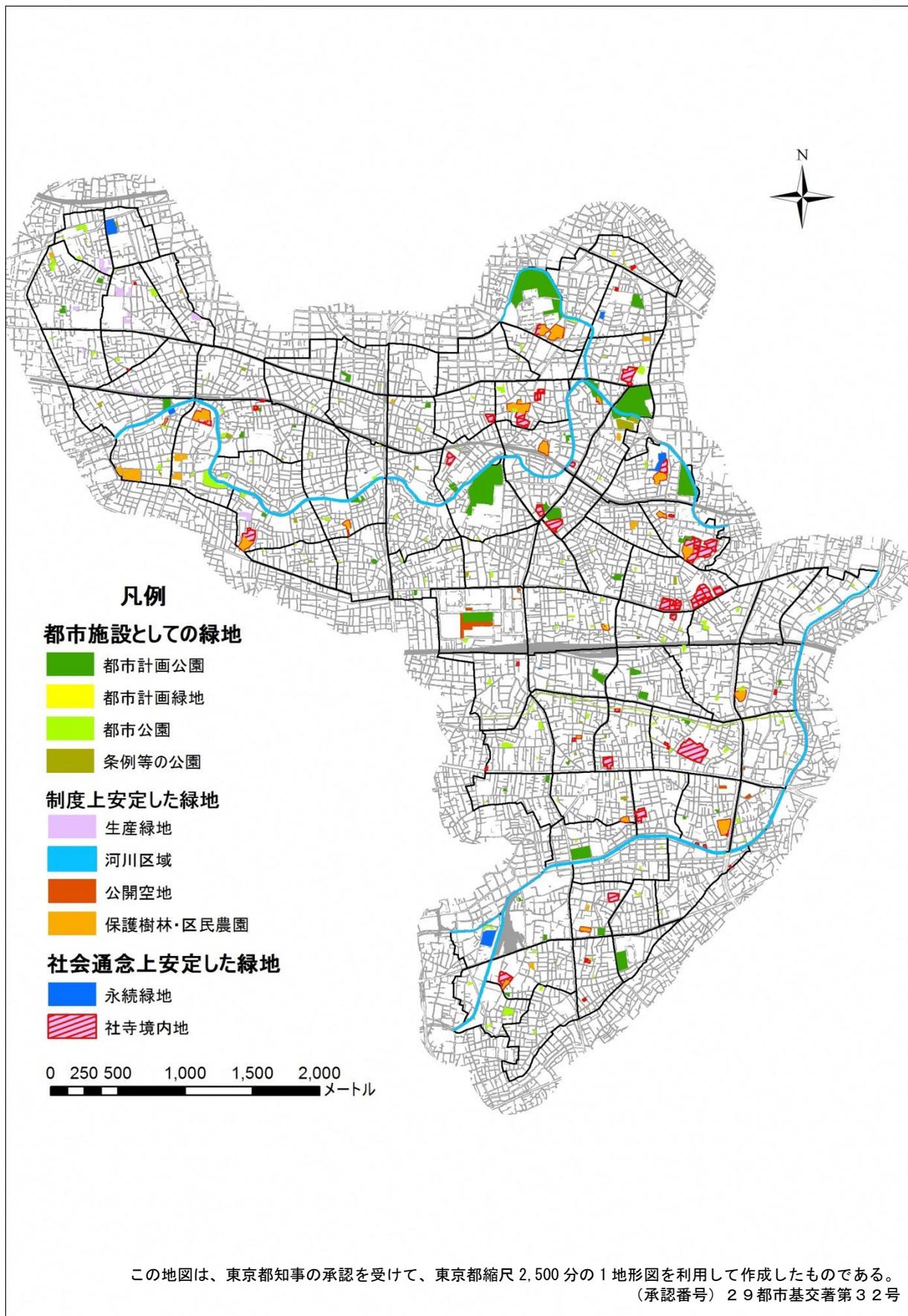


図 2-16 緑地分布図

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(3) 公園緑地等の確保状況

都市施設としての緑地である公園緑地の整備量は平成 20 年では 174 箇所、39.18ha でした。

その後、中野四季の森公園(既設部分平成 24 年開園、拡張部分平成 29 年供用開始)、白鷺せせらぎ公園(平成 27 年開園)、本五ふれあい公園、南台いちょう公園(平成 28 年開園)等の公園整備を行い、平成 29 年時点の公園緑地等は 191 箇所、44.85ha で、平成 20 年から 17 箇所、5.67ha が増加しました。

表 2-4 公園緑地等の確保状況

区分		改定前計画						現況	
		平成20年 (2008年)		中間年次 平成25年 (2013年)		目標年次 平成30年 (2018年)		平成29年度 (2017年度)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計 画公園	街区公園	33	7.50	34	7.88	35	8.37	33	7.50
	近隣公園	0	0.00	2	2.50	3	3.68	3	4.27
	地区公園	2	11.36	2	11.36	2	12.36	2	11.49
	総合公園	1	7.63	1	7.63	1	8.33	1	7.63
	小計	36	26.49	39	29.37	41	32.74	39	30.90
都市計画緑地		1	0.10	1	0.10	1	0.10	1	0.10
都市公園		117	8.58	119	8.93	119	8.93	122	11.22
条例等 の公園	条例公園	1	1.33	1	1.33	1	1.33	1	1.33
	ポケット パーク	5	0.08	5	0.08	5	0.08	19	0.41
	児童遊園	11	1.05	8	0.80	8	0.80	9	0.89
	広場	3	1.55	3	1.55	3	1.55	—	—
	小計	20	4.01	17	3.76	17	3.76	29	2.63
合計		174	39.18	176	42.16	178	45.52	191	44.85
公園地率(%)		2.51		2.70		2.92		2.88	
一人あたり公園面積(m ²)		1.29		1.38		1.49		1.40	

※面積、割合は小数第3位を四捨五入しているため集計値が合わない場合がある。

総合公園の1か所は、江古田・哲学堂・中野上高田の三つの都市公園が合わさったもの。

公園地率の公園面積は新宿区域分を除く。

一人当たり公園面積は、新宿区域分を含む。

新宿区域面積、哲学堂公園 0.37ha

妙正寺公園 0.40ha

(4) 緑化関連施策の実績

改定前計画の策定後、区ではみどりの保全と創出のために様々な施策を行っています。緑化に関連する施策の実績（平成21年度～平成29年度）は次のとおりです。

緑化関連施策の実績と進捗状況

平成30年3月31日現在

<基本方針> 都市の基盤となるまとまりのあるみどりをつくる	
施策の内容	1. 広域避難場所に防災機能を有する公園をつくる 2. 計画的に公園をつくる ※公園緑地数：193園（平成20年176園） 「今後の大規模公園整備の基本的考え方（平成21年11月）」に基づき、下記①～⑥の公園整備を推進 ① 中野四季の森公園：平成24年4月 既設部分の開園、平成29年度 拡張部分の供用開始 ② 南台いちょう公園：平成28年2月 開園 ③ 本五ふれあい公園：平成28年3月 開園 ④ 白鷺せせらぎ公園：平成27年6月 開園 ⑤ 本二東郷やすらぎ公園：平成30年10月 開園 ⑥（仮称）弥生町六丁目公園：平成28年度～ 基本・実施設計、平成31年度整備工事予定 平和の森公園整備工事（多目的広場エリア：平成29～30年度・草地広場エリア：平成30～31年度）
施策の内容	3. 個性的な公園や緑地をつくる 公園全面改修 （杉山公園、南台三丁目公園、若宮公園、ささの葉公園、平和の森公園） 地下自転車駐車場の併設（杉山公園地下自転車駐車場：平成22年4月新設（仮称）中野四季の森公園自転車駐車場：平成29～30年度整備工事） 健康遊具の設置（西大和公園、鷺六公園、桜山公園、白鷺せせらぎ公園） じゃぶじゃぶ池の運営（新井薬師公園、江原公園、栄町公園、大和公園、平和の森公園、上鷺東公園、けやき公園、丸山公園、南台公園） 哲学堂公園の文化財（建築物）改修工事 公園施設長寿命化計画の策定（平成28年度） 計画に基づく遊具の更新（啓明公園、すみれ公園、新井南公園、おたき公園、野方第二公園、江古田の森公園、たんぽぽ公園、上高田二丁目公園）
施策の内容	4. 身近な場所に公園や緑地をつくる 借地による公園（30公園） 人工地盤上などの公園の管理・運営（白鷺せせらぎ公園、中野上高田公園）
施策の内容	5. みどりとオープンスペースの拠点を活用する 跡地活用等（①警察大学校、②東京大学教育学部附属中等教育学校グラウンド等、③NTT 宿舎、④都営鷺の宮アパート、⑤郵政宿舎、⑥国家公務員宿舎）による大規模公園の整備 公開空地の整備 7件 2.04ha（平成19年度 4件 0.41ha）

<基本方針> みどりの軸をつくる	
施策の内容 6. 河川の”水と緑”の軸をつくりネットワーク化する	
神田川改修工事に合わせた管理用通路における植樹帯の整備 (氷川橋～柳橋間：東京都事業)	
神田川改修工事に合わせた公園、ポケットパーク整備 (長者橋公園、なかしん広場、弥生ポケットパーク：東京都事業)	
妙正寺川の自然度を高めるため、河床に玉石を整備 (3,230m、三谷橋～葛橋間：東京都事業)	
施策の内容 7. 道路のみどりの軸をつくりネットワーク化する	
8. 環境軸として重点的に整備を行う	
早稲田通り(中野通り～環7)、中野通り(新青梅街道以北)、中杉通り、大和町中央通り：事業着手(拡幅にともなう街路樹整備等：東京都事業)	
中野四季の都市のF字道路(中区街1・中区街2)：完了	
施策の内容 9. 新たなみどりの軸を整備する	
連続立体交差事業の進展を踏まえた新たな緑の軸の検討	

<基本方針> 地域にゆかりあるみどりを保全する	
施策の内容 10. 樹木や樹林を保全する	
保護樹木の指定：301本(平成19年度315本)	
保護樹林の指定：30箇所8.212ha(平成19年度41箇所10.52ha)	
保護生け垣の指定：79箇所2,131m(平成19年度67箇所1,814m)	
保護指定樹木・生け垣・樹林の助成金額の増額(平成27年度)	
保護指定樹木・生け垣・樹林の保険による第三者賠償	
施策の内容 11. 生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を保全する	
江古田の森公園の樹林における保存樹林の保全と動植物の環境保全を図るため、人の立ち入りを禁止した区域を設置 (※活動内容については27を参照)	
施策の内容 12. 歴史のあるみどりを保全する	
社寺や垣根、茅葺き民家等と一体となった樹木や樹林の保護指定	
「哲学堂公園・旧野方配水塔周辺地区整備基本方針(平成27年6月)」の策定	
「哲学堂公園及び哲学堂公園周辺都市観光拠点整備計画(平成29年3月)」の策定	
パンフレットの作成(中野散歩帳歩楽人(ふらっと)・都市観光ガイドマップ・哲学堂公園周辺観光パンフレット)	
施策の内容 13. 農地を保全し活用する	
生産緑地地区の追加指定による農地保全：10地区、1.83ha(平成19年度13地区、2.59ha)	

<基本方針> 地域にゆかりあるみどりを保全する	
施策の内容 14. みどりを大切にした施設整備を推進する	緑化計画書提出時に既存樹木の保全を指導（建築行為）
施策の内容 15. ”水と緑”の循環を促進する	公園の透水性舗装整備(平成21年度～平成29年度:24,625.71㎡)
	道路の透水性舗装整備(平成21年度～平成29年度:7,148㎡)
	落ち葉の堆肥化（平和の森公園、江古田の森公園）
	全公園において剪定作業後の剪定枝葉のリサイクルの実施
施策の内容 16. 公園・街路樹の適正な維持管理運営	公園の指定管理者制度の導入：公園緑地 193園中3園 （哲学堂公園、鷲宮運動広場、中野上高田公園）
	自主管理花壇登録団体：19団体22公園

<基本方針> 暮らしの中に息づくみどりをつくる	
施策の内容 17. 環境負荷を軽減する緑化を推進する	街路樹の計画的な剪定等の管理、校庭芝生化、緑のカーテン整備
	壁面緑化の整備（商業施設、教育施設等） ：平成28年度 130箇所 4,832㎡（平成19年度 123箇所 3,083㎡）
	屋上緑化の整備（民間施設、小中学校、福祉施設等） ：平成28年度 921箇所 28,053㎡（平成19年度 807箇所 17,799㎡）
	カーボン・オフセット事業「中野の森プロジェクト」の実施 平成26年度～群馬県みなかみ町にて植林および森林整備 平成27年度～福島県喜多方市にて森林整備の支援 植林実績(平成26～29年度)：24,600本 オフセット・クレジット（J-VER）購入実績(平成27～29年度)：170t
施策の内容 18. 公共施設等の緑化を推進する	校庭芝生化：区立小学校7校で実施
	駅前改修工事に合わせた緑地の整備（野方駅、中野駅、東中野駅等）
	全区立小中学校において緑のカーテンを整備
施策の内容 19. 緑化計画に基づく緑化を拡充する	緑化指導実績（平成21年度～平成29年度：1,887件）
	接道部緑化助成制度実績（平成21年度～平成29年度：42件）
施策の内容 20. 緑化を進める制度を活用する	地区計画で道路沿いへのブロック塀等の新設制限および生け垣化の推進を実施
	中野四丁目地区地区計画（中野四季の都市周辺18.0ha）で計画的に緑地を整備
施策の内容 21. まちのみどりを増やす	緑化指導実績（平成21年度～平成29年度：1,887件）
	接道部緑化助成制度実績（平成21年度～平成29年度：42件）
	建築物不燃化促進事業における助成要件として緑化基準を設定 （利用実績：平成21年度～平成29年度：26件）

<基本方針> 暮らしの中に息づくみどりをつくる
施策の内容 22. 生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を増やす
中野区花と緑の祭典において区民に向け苗木の無料配布を実施 教室事業等を通じた啓発事業の実施
施策の内容 23. みどりを増やし身近なみどりのネットワークをつくる
接道部緑化の整備：平成 28 年度 6,143 箇所 63,527m（平成 19 年度 3,996 箇所 59,282m）
接道部緑化助成制度実績（平成 21 年度～平成 29 年度：42 件）

<基本方針> みどりをとものつくる
施策の内容 24. 自然環境の学習機会を増やす
みどりの教室を毎年実施
中野区花と緑の祭典でみどりの相談窓口を実施
緑化相談会を区役所ロビーにて年 6 回開催
施策の内容 25. みどりの普及啓発活動を推進する
中野区花と緑の祭典でミニグリーンアドベンチャーを実施
中野区花と緑の祭典等で、区民に向け苗木の無料配布を実施
なかのみどりの貢献賞で緑化に功績のあった区民及び企業を表彰
区広報や情報紙等を通じてみどりに関する情報の発信
環境基金を設立（平成 26 年度）、寄付金を苗木の無料配布とカーボンオフセット事業に充当
施策の内容 26. みどりの情報拠点を整備する
なかのみどりの貢献賞で緑化に功績のあった区民を表彰 （平成 23 年度～平成 29 年度：31 の個人・団体を表彰）
緑化活動を行っている団体への政策助成（平成 21 年度～平成 29 年度：53 件）
江古田の森公園学習室の活用（利用実績 ：平成 26 年度 12 回、平成 27 年度 14 回、平成 28 年度 13 回、 平成 29 年度 13 回）
施策の内容 27. 自然環境学習の場を整備する
江古田の森公園にて区民自主団体による観察会の実施

2-5 中野区のみどりの課題

1. みどりの拠点の形成について

改定前計画では、生活圏の防災性・安全性の確保を優先課題として、防災機能を有した公園（概ね 1ha 以上）の公園整備を重点的に推進することとし、「今後の大規模公園整備の基本的考え方（平成 21 年 11 月）」を策定し、計画的に公園整備を進めてきました。また中野駅周辺では、中野四季の都市（まち）の整備によって、中野四季の森公園、街路樹が整備されたゆとりある歩行空間、既存樹を活かした企業や大学の緑地等が整備され、みどりの空間が新たなにぎわいの場を創出しました。

その結果、平成 28 年度緑の実態調査では、緑被率は 16.14%で平成 19 年度調査と比較し区全体の面積に対して 0.23%の減少でしたが、みどり率は平成 28 年度調査では 17.46%で、区全体の面積に対して 0.08%の減少に留まりました。

その一方、区民の意見として、区内の公園は数が少ない、狭いとの不満があるとともに、一人当たり公園面積も小さいことから、今後も計画的に公園整備を行う必要があります。

今回の計画改定において、計画に基づいた公園の整備、まちづくり事業と連携した緑地整備により、公園緑地等のみどり空間を確保していく必要があります。

2. みどりのネットワーク形成について

山手通りの道路事業によって街路樹整備が行われたことにより、南北の環境軸の形成が進んでいます。今後も道路事業に伴う街路樹整備、既存の街路樹路線の適切な管理、沿道建築物の中高層化に伴う公開空地や屋上緑化の整備によって、みどりの軸の充実が期待されます。

また、西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえて、まちづくり事業と連携した新たなみどりの軸の構築を図るとともに、みどりの軸の形成に係わる各種事業の契機をとらえた環境整備や、適切な維持管理を推進しながら、みどりのネットワークの構築を図る必要があります。

3. みどりの資源の保全について

現存する屋敷林や社寺林等は、昔から中野区に存在する貴重なみどりの資源となっています。しかし、相続等に伴う土地の細分化や宅地開発、集合住宅の建替等によって、屋敷林をはじめとした私有地のみどりは減少しています。大規模公園の計画的な整備を進めているにもかかわらず、みどり率がほぼ横ばい状態となっているのは、私有地のまとまったみどりの減少が要因となっています。

私有地にあるみどりも貴重なみどりの資源であり、これらのみどりを良好な状態で維持保全し、後世に残していくことが課題となっています。そのため、現在保護指定樹林等の所有者を対象に実施している助成制度や落ち葉の回収を継続するとともに、既存のみどりを保全するための工夫や新たな制度の導入も必要です。

4. 身近なみどりの創出について

一定規模以上の建築行為等に義務づけられている緑化計画書制度や、生け垣等設置助成等の効果により、屋上緑化や接道部緑化の整備量は増加しています。しかし、区民意識・実態調査では、みどりの豊かさに関する評価は低い状況です。公共施設の緑化においては、区立小中学校では緑のカーテンの設置、環境教育のための学級園の整備などの緑化にも取り組んでいます。また、区内には大地震の発生時には大きな被害が想定されている木造住宅密集市街地が存在し、安心・安全なまちづくりが喫緊の課題となっており、まちづくりの観点からも緑化の推進やオープンスペースの確保等が必要です。

これらの身近なみどりを整備することによって、良好な住環境の確保、まちの景観形成、日常におけるみどりや生きものとのふれあい、防災性の向上、ヒートアイランド現象の緩和等、様々な効果をもたらされます。

今回の改定においては、こうした取り組みの充実とともに、都市緑地法等の一部を改正する法律に伴う新たな制度や手法の導入も含めて、区民に身近なみどりを質・量ともに豊かにしていくための施策を実態にあわせて運用していく必要があります。

5. 協働によるみどりの保全と創出について

中野区のような都市環境の中で、みどりを守り育てるためには、区民や事業者のみどりに対する理解と協力が不可欠です。そのため、今後も花と緑の祭典、みどりの教室、みどりの貢献賞、および環境体験学習等の緑化啓発事業を継続・発展していく必要があります。

また、ボランティア団体や地域コミュニティによる公園や公的スペース等の花壇づくりなど、多様な主体によるみどりの創出や保全のさらなる推進に取り組んでいく必要があります。

第3章 のぞましいみどりの姿と基本方針

3-1 基本理念

都市のみどりは、四季の変化が感じられる場、生きものが生息・生育する場、防災拠点となる場、固有の景観を作り出す場、レクリエーション・憩いの場として、必要不可欠な生活環境基盤です。

中野に住む人や中野を訪れる人が、みどりを感じ、ふれあうことで、みどりがあることの快適性や魅力を知り、みどり豊かなまちの実現をめざします。

3-2 基本方針

基本理念に示すみどり豊かなまちの実現を推進するための5つの基本方針を次に示します。

1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる

都市化が進み人口密度も高い中野区において、現存する公園緑地やオープンスペースでは量的に不十分な状況です。上位計画である10か年計画に示すまちづくり事業に基づき、拠点となるみどり空間を整備することで、地域のかかえる課題解決となる場合は、戦略的にみどりの拠点の整備を行い、みどりのまちづくりを進めていきます。

2. みどりのネットワークを構築する

中野区のみどりの軸としては、神田川等の軸と街路樹のある道路を中心にネットワーク形成を進めてきましたが、西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえて、事業主体である東京都と土地所有者である西武鉄道株式会社と調整のうえ、沿線まちづくり事業とあわせて新たなみどりの軸を加えたネットワークの構築を目指していきます。

街路樹が美しく整備された歩道は緑豊かな空間へと来街者を誘導し、健康増進の効果をもたらすだけでなく、道行く人に街の魅力に気付かせるきっかけを与えたり、生きものの移動空間の確保にもつながります。

こうした多様な視点からみどりのネットワークの活用を図るため、新たなみどりの軸を含め、中野区内に豊富にある歴史・文化・景観的資源も生かしたみどり豊かな回廊の整備を図っていきます。

3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する

区内の古くからあるみどりのうち、公園緑地となっているものや社寺境内地にあるものは、みどりとして保全された状態にあります。住宅地や事業所等の民有地にあるみどりは消失の可能性が高い状態です。

区内のみどりの約7割が民有地のみどりであり、これらのみどりが中野の風景をつくり、地域ゆかりのみどりとなっています。そのため、現在実施している保全施策の内容を強化するとともに、景観的な観点からも、地域ゆかりのみどりの保全を推進します。

4. 身近なみどりを増やす

日々の生活の中で身近なところにみどりがあることで、四季の変化やうるおいを感じるきっかけになります。日常にふれあうことができるみどりが数多く存在することによって、みどりの豊かさを感じる快適な生活環境が形成されます。子どもたちにとっては、身近なところにみどりがあることによって植物や生きものとふれあえることができ、体験を通じてみどりの大切さを知ることができます。そのため、四季の変化がより一層楽しめるように多様な樹種を用いた植栽の実施、生き物の餌となる樹種や在来種を中心にした樹種による植栽等の生態系への配慮など、より豊かなみどりを増やしていく工夫が必要です。

また、人々が生活する上で安心・安全な都市基盤の形成は必要機能であり、防災性を高めるまちづくり事業を進めています。広場の整備や敷地内の緑化によって延焼防止効果を高めるなど、防災上の課題等を解決しつつ、生活にうるおいを与えるみどり空間を増やしていくことが必要です。

身近なみどりを増やすために、さまざまな土地利用の状況を踏まえて緑化を推進するとともに、暮らしのなかのみどりのネットワーク形成をはかります。

5. 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む

都市のみどりは人々の生活と共存する必要があるため、適切な維持管理が不可欠となります。落ち葉や害虫の発生など適切な維持管理が行われないと、みどりの良さにつながりません。区内のみどりを良好な状況で維持保全するためには、維持管理や樹木の植え替えを適切に行うなど量を増やすだけでなく質にも配慮した緑化を進めていく必要があります。そのためには、区民及び事業者はみどりに対する理解を深め、協力し、それぞれの立場でみどりに関わっていくことが重要です。

区、区民、事業者は、現存する緑を保存するように心がけなければなりません。樹木をやむを得ず伐採する場合には、その場所または他の場所へ補植を行うこと等により、緑の総量が減少しないよう緑の回復にできる限り努めることとします。（中野区みどりの保護と育成に関する条例第9条）

区では、花と緑の祭典などのイベント開催や、緑の相談窓口の開設、緑化計画制度による丁寧な指導など、区民や事業者に対するみどりに関する情報発信や普及啓発活動を推進していきます。

3-3 みどりのまちの将来像

私たちは、受け継がれてきたみどりを守り育て、新しいみどりを生みだし、これらのみどりを将来に引き継ぐことで、みどりのある快適なまちをめざします。

そのようなみどり豊かなまちでは、人々がみどりを育て、みどりにふれあい、みどりのある生活を楽しみながらいきいきと暮らしています。

こうした中野のまちの実現に向けて、目指すべき中野のみどりの将来像を次のように掲げます。



3-4 計画の目標

みどりの将来像に向けた計画推進の指標は、改定前計画から継続してみどり率とします。みどり率は公園緑地、河川等の水面、街路樹、施設緑地、住宅地の緑等を対象としています。後述する「(1) 緑地の確保目標量」「(2) 公園緑地等の確保目標量」で掲げる公園緑地等の整備の他、街路樹や民有地等のみどりの保全と推進を進めることとし、みどり率の目標値を次の通りとします。

目標みどり率	18.32%	2028年度
(現況のみどり率)	17.46%	2016年度)

(1) 緑地の確保目標量

確保すべき緑地として、都市計画公園等の「都市施設としての緑地」、生産緑地地区や保護樹林等の「制度上安定した緑地」、社寺境内地等の「社会通念上安定した緑地」について、確保目標量の設定を行います。

制度上安定した緑地は、まちづくり事業によって公開空地等の緑地の増加が見込まれます。社会通念上安定した緑地は現状維持を目標とします。

表 3-1 緑地の確保目標

区 分		現況 平成29(2017)年度 面積(ha)	中間年次 2023年度 面積(ha)	目標年次 2028年度 面積(ha)
都市施設と しての緑地	都市計画公園	30.90	34.62	39.52
	都市計画緑地	0.10	0.10	0.10
	都市公園	11.22	11.22	11.22
	条例等の公園	2.63	2.63	2.63
	小計	44.85	48.57	53.47
制度上安定した緑地		25.90	26.03	26.29
社会通念上安定した緑地		24.80	24.80	24.80
合計		95.55	99.40	104.56

※公園面積は新宿区域分を除く（哲学堂公園 0.37ha、妙正寺川公園 0.4ha）。

※制度上安定した緑地：生産緑地地区、河川区域、公開空地等、保護樹林、区民農園

※社会通念上安定した緑地：社寺境内地、永続緑地 (詳細は P19 参照)

(2) 公園緑地等の確保目標量

公園緑地等（都市施設としての緑地）の整備については、（仮称）弥生町六丁目公園、平和の森公園の拡張部分の整備を行います。また、まちづくり事業等を通じて、広場、公園、緑地等の整備を行っていきます。

表 3-2 公園緑地等の確保目標

区 分		現況 平成29年度 (2017年度)		中間目標 (2023年度)		目標 (2028年度)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画 公園	街区公園	33	7.50	36	8.07	40	9.97
	近隣公園	3	4.27	5	5.91	5	5.91
	地区公園	2	11.49	2	13.00	2	13.00
	総合公園	1	7.63	1	7.63	1	10.64
	小計	39	30.90	44	34.62	48	39.52
都市計画緑地		1	0.10	1	0.10	1	0.10
都市公園		122	11.22	122	11.22	122	11.22
条例等の 公園	条例公園	1	1.33	1	1.33	1	1.33
	ポケットパーク	19	0.41	19	0.41	19	0.41
	児童遊園	9	0.89	9	0.89	9	0.89
	広場	—	—	0	0.00	0	0.00
	小計	29	2.63	29	2.63	29	2.63
合計		191	44.85	196	48.57	200	53.47
公園地率(%)		2.88		3.12		3.43	
一人あたり公園面積(m ²)		1.40		1.54		1.70	

※面積、割合は小数第3位を四捨五入しているため集計値が合わない場合がある。

※公園地率は新宿区域分を除く。

一人あたり公園面積は新宿区域分を含む
(新宿区域分面積：哲学堂公園 0.37ha、妙正寺川公園 0.4ha)

(3) みどりに関する満足度

計画の改定にあたって、計画目標については量的な目標の他に、みどりに対する満足度を新たに目標指標とします。

中野区区民意識・実態調査における生活環境の満足度では、「みどりの豊かさについて」「公園や広場について」の2つの項目について、6割強の区民が「よい」または「どちらかといえばよい」という評価をしています。公園の整備を進め、街路樹整備や接道緑化の推進等によるみどりのネットワークの構築、保護樹林等への助成の充実や緑化計画制度の指導継続など区民が身近なみどりを感じ、みどりに触れ合う機会を増やす施策の充実に取り組み、これら2つの項目について「よい」と「どちらかといえばよい」を合わせた評価のパーセンテージのさらなる向上を目指します。

中野区区民意識・実態調査

生活環境の満足度「よい」「どちらかといえばよい」

- ・みどりの豊かさについて：平成29年度 60.9% → 10年後 65%
- ・公園や広場について：平成29年度 60.2% → 10年後 65%

3-5 みどりの配置計画

みどりの将来像、計画目標の実現に向けて、みどりのネットワークの強化と緑地配置のバランスを踏まえ、総合的な緑地配置計画（みどりの将来図）を示します。



図 3-1 総合的な緑地配置図（みどりの将来図）

3-6 緑化重点地区の指定

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第7号において「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定されており、区市町村が重点的に緑化施策を行うおおむねの位置を示すためにみどりの基本計画に定めることのできる事項のひとつです。

中野区では区全域において、みどりが十分にあるとは言えず、みどりの配置計画（将来図）にも示したとおり、区全体に点在する公園や学校等の公共施設、社寺や住宅等の民有地等においてみどりの現状の課題解決に向けた緑化推進を図る必要があります。

このため、改定前計画を継承して中野区全域を緑化重点地区の区域に指定し、本計画の目標達成とみどりの将来像の実現に向けて、区内の全ての地域において、みどりの現状と地域特性にあった施策の実現に努めていきます。

また、緑化重点地区では、区民・事業者による自主的な緑化の推進が、より積極的な活動として展開できるように、各種活動団体や緑地協定の締結等への支援を行っていきます。

第4章 実現への施策

4-1 施策の体系

良好な都市環境の形成を実現するため、環境と共生するまちづくりを具体的に実施していくための施策を定めます。

●施策体系

基本方針	施策の内容
1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる	(1) 計画的な公園の整備
	(2) 計画的な公園の再整備
	(3) 個性的な公園や緑地の整備
	(4) 身近な場所の公園緑地の整備
	(5) まちづくり事業に伴うみどり空間の整備
2. みどりのネットワークを構築する	(1) 河川による水とみどりのネットワークの構築
	(2) 道路によるみどりのネットワークの構築
	(3) みどりの環境軸やみどりの補助軸の緑化推進
	(4) 新たなみどりの軸によるネットワーク構築
3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する	(1) 樹木や樹林の保全
	(2) 歴史あるみどりの保全
	(3) 農地の保全と活用
	(4) 建築計画等における既存樹の保全
	(5) 水とみどりの循環の推進
	(6) 公園の適正な維持管理運営
	(7) 公共施設緑地の適切な維持管理
4. 身近なみどりを増やす	(1) 公共施設緑化の推進
	(2) 緑化を推進する制度を活用した緑化の推進
	(3) まちなかの緑化の推進
	(4) 生きものの生息・生育できる場の保全・整備
	(5) 身近なみどりのネットワークの構築
	(6) 市民緑地認定制度などを活用した緑化の推進
5. 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む	(1) みどりに関する学習機会の増設
	(2) みどりの普及啓発活動の推進
	(3) みどりの情報拠点の整備
	(4) 自然環境学習の場の整備
	(5) 中野の森プロジェクト・身近なみどりを守り育てる活動への取り組み

●新規施策

実現への施策のうち、下記に示した項目については、新たな施策として今後実現に向けた取り組みを進めていきます。

「3. (5) ② 道路改修に伴う雨水浸透貯留施設の設置」については、雨水の地下浸透の促進を進めることで、水とみどりの循環を推進します。

「3. (6) ⑤ 公園の管理・運営における民間参画の推進」「4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用」については、民間活力を導入することで、公園の魅力向上や、新たな緑地の創出などを図ります。

「3. (7) ① 公共施設緑地の維持管理等の手引き等の作成」については、各公共施設において適正な維持管理に努めることで、より良い緑化空間の誘導を図ります。

「4. (1) ① 区役所新庁舎建設における緑化の推進」については、新しい区役所において緑化や自然エネルギーの積極的な利用を図ることで、環境負荷の低減に配慮した施設整備を目指します。

「4. (4) ② 民有地におけるピオトープ整備の普及啓発」「5. (1) ④ 生きもの観察会の実施」については、身近なところで生きものに対するふれあいや、生きものを育む手法について普及啓発を行うことで、環境意識の向上に努めます。

4-2 重点施策

実現への施策のうち、重点的に取り組むテーマを明確にし、早期の実施に努めます。

【重点施策1】民間活力の活用によるみどりの拠点の充実

区内のみどりが減少を続け、さらなるオープンスペースや緑地の確保が望まれている一方、都市化が進行した中野区において新たな公園を整備することは限界があります。また、公園や広場においてはさらなる区民満足度の向上が望まれています。こうした課題解決に民間活力を活用するため、市民緑地認定制度の活用や、公園の管理・運営における民間参画を促し、質量ともにみどりの拠点の充実を図ります。

【関連する施策】

1. (1) ① 防災機能を有する公園の整備
 (5) ① 公開空地等のオープンスペースを活用したみどりの創出
3. (6) ⑤ 公園の管理・運営における民間参画の推進
4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用

【重点施策2】新たなみどりの軸を加えたみどり豊かな回廊の形成推進

みどりの少ない中野区において、南北に走る中野通り、山手通りなどの幹線道路沿いの街路樹等が貴重なみどりの軸となっていますが、それらを互いに結ぶことでまちの回遊性が高まり、都市活動の活性化や潤いのある景観形成につながります。このため、西武新宿線の連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築に重点的に取り組むとともに、既存の軸のさらなる充実を図り、みどり豊かな回廊の形成を推進します。

【関連する施策】

2. (2) ① 街路樹の計画的な保全と充実
 ② 都市計画道路の街路樹整備の推進
 (4) ① 西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築
3. (2) ② 歴史あるみどりを巡るまち歩きルートを活用
4. (2) ③ 接道部緑化の推進

【重点施策3】地域にゆかりのあるみどりの保全強化

地域にゆかりのあるみどりは減少・消失の一途をたどり、保全施策の強化が喫緊の課題です。保護樹木、保護樹林への助成の拡充に加え、大樹に育てていくための新たな助成制度の創設、樹林等を保全活用する仕組みづくりなど、制度の拡充を図ります。

【関連する施策】

3. (1) ① 保護樹木、保護樹林の指定の促進
 ③ 貴重木や巨木等のみどり資源としての活用
 ④ 地域でみどりを保全する仕組みづくり
4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用

4-3 みどりのまちづくりを実現する施策

1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる

(1) 計画的な公園の整備

①防災機能を有する公園の整備【充実】【重点1】

都市の防災性の向上のため、引き続き、防災上の課題を抱える地域に防災機能を有する公園を整備します。

平和の森公園（拡張部分）

（仮称）弥生町六丁目公園

（仮称）上高田五丁目公園

②都市計画決定済の公園の整備【充実】

都市計画決定後未供用の公園については、事業化の推進に努めます。

平和の森公園（拡張部分）

（仮称）弥生町六丁目公園

③重点化を図るべき公園の整備【継続】

東京都と都内区市町村が策定する「都市計画公園・緑地の整備方針」では、「機能と役割」「ネットワーク形成」の2項目の視点から評価を行い、今後重点化を図るべき公園・緑地を選定しています。中野区においては、平和の森公園が該当し、スポーツ・健康づくりの場としての機能や憩いの機能、防災機能等を担う公園として、重点的に整備を進めていきます。

(2) 計画的な公園の再整備

①地域特性に合わせた公園リニューアル【継続】

公園の改修や施設等の更新においては、公園がより有効に利用されるように、地域の実情や環境に合わせたリニューアル工事を行います。公園を主に利用する地域住民の要望を反映するとともに、近隣にある公園が有する機能と連携し合えるように、計画的に再整備を進めます。



平成29年度に
リニューアルしたパンダ公園

②区民参加による公園リニューアル【継続】

公園リニューアル時には、地域住民の意見や要望等を直接聴取する機会を設け、整備計画等に反映すべきかどうか検討します。そのうえで、できる限り地域の意見や要望等に配慮した公園再整備を行います。また、大規模改修等においては意見の聞き取りだけでなく、再整備の具体的な内容をワークショップ形式で検討するなど、地域住民が主体的に関われるような手法を取り入れていきます。

③公園内の緑の回復努力【継続】

公園再整備時に、園内の樹木をやむを得ず伐採する場合には、園内もしくはその周辺地域または区内の他の地域で補植を行うこと等により、緑の総量が減少し

ないよう緑の回復にできる限り努めることとします。

(3) 個性的な公園や緑地の整備

①個性ある公園の整備【継続】

新規の公園整備や既存公園の大規模改修では、地域特性等に合わせて個性ある公園整備に取り組みます。

個性ある公園の例

防災機能を高めた公園：

かまどベンチやマンホールトイレ等の防災機能を高める施設整備

自由に遊べる公園：

子ども達が自由に遊ぶことができるプレイパークの整備

生物多様性に配慮した公園：

在来種を中心とした樹種選定や生きものが生息できる草地管理の実施

歴史的文化的資源を活かした公園整備：

文化財指定の哲学堂公園の計画的な改修整備

特定のスポーツ利用が可能な公園整備：

特定のスポーツ利用が可能な施設など機能を特化した公園整備



公園内に設置された防災井戸マンホールトイレ

(4) 身近な場所の公園緑地の整備

①借地公園や立体都市公園の活用【継続】

身近な公園を区民に提供していくため、引き続き借地公園制度を活用した公園の維持管理を行います。また、公園用地の利活用を図るため、公園の立地条件によっては公園の地下利用なども行っていきます。

②開発行為に伴う提供公園の充実【充実】

一定規模以上の建築計画では、公園等のオープンスペースを整備する必要があります。開発により整備された公園緑地等は区立公園として区の管理となりますが、地域住民が利用しやすい位置や形状となるように協議・誘導を図ります。

③まちづくり事業を活かした緑化の推進【充実】

木造住宅密集地域整備事業を実施する地区においては、災害時における地域の安全性を高めるために、防災広場等オープンスペースの整備を進めます。また、地区施設道路の拡幅によって空地が生じる場合には、地域特性に合わせて、住民の要望等を反映しながら、道路沿道の緑化環境の向上に寄与する緑地として活用



人工地盤上の白鷺せせらぎ公園

を図ります。

(5) まちづくり事業に伴うみどり空間の整備

①公開空地等のオープンスペースを活用したみどりの創出【充実】【重点1】

中野四季の都市（まち）では、中野四季の森公園を中心とした緑化空間が新たなまちの魅力となっています。また、大規模なまちづくり事業や集合住宅の建て替え等においては、新たな緑地の整備によって地域の緑化環境や景観性の向上が期待されます。これらの緑地の多くは民間の緑地ですが、公園等の公的緑地と同等の機能を有するものもあります。緑地やオープンスペースが整備される機会をとらえ、魅力あるみどり空間の創出に努めます。

また中野駅周辺では、今後も多様なまちづくり手法を用いた事業が展開される予定です。これらのまちづくり事業を通じて、中野駅周辺の一体的なみどり空間の整備やみどりのネットワーク形成が推進できるように、各事業の調整や連携を図ります。

②地区計画による緑化ルールの導入【充実】

地区計画によるまちづくりでは、接道部には生け垣または透視可能なフェンス等とする垣・さくの構造の制限、公園の整備等を行っています。今後も地区計画によるまちづくりを進めていきますが、地区の特性に合わせて、緑化の促進を図れるよう地区計画の運用を図り、みどりのまちづくりに努めます。

③都市開発諸制度を活用した緑化の推進（東京都）【継続】

東京都と連携のもと、都市開発諸制度を活用する際には割り増し容積率の設定に当たって、緑の量と質に応じたメリハリのある評価を導入するとともに、「公開空地等のみどりづくり指針」の考え方にに基づき、都市開発における質の高い緑化誘導を推進します。



中野四季の都市

2. みどりのネットワークを構築する

(1) 河川による水とみどりのネットワークの構築

①神田川水とみどりの親水軸の整備【継続】

神田川改修工事（東京都事業）に合わせて、河川管理用通路が整備されていない箇所
の通路整備（緑道整備）を東京都に要請し、
神田川水とみどりの親水軸の強化に取り組みます。



神田川四季の道

②妙正寺川水とみどりの親水軸の整備【継続】

妙正寺川沿いの河岸段丘には公園や社寺
林を中心とした斜面林が残されています。今後も斜面林の良好な維持保全により、
妙正寺川水とみどりの親水軸の強化に努めます。

③河川沿いの緑化の推進【継続】

河川による水とみどりのネットワーク形成をより効果的に進めるため、河川沿
いの緑道整備や現存する緑地の維持保全のほかに、河川周辺の敷地において、接
道部等の緑化整備の誘導を推進できるよう、緑化の周知に努めます。

(2) 道路によるみどりのネットワークの構築

①街路樹の計画的な保全と充実【継続】【重点2】

区が管理する街路樹は、現状維持を基本
にするとともに、地域住民の意見等を反映
しながら、必要に応じて街路樹の更新を行
い、適正な維持管理に努めます。



中野四季の都市の街路樹

②都市計画道路の街路樹整備の推進【継続】【重点2】

都市計画道路の拡幅整備や街路樹の更新などに合わせて、道路空間、地域特性
等に適合した樹種の選定を行うなど良好な街路景観の維持保全が図れるよう、東
京都と連携した街路樹整備の推進に取り組みます。

(3) みどりの環境軸（中野通り、山手通り）やみどりの補助軸（他の幹線道路）の緑化推進

①沿道緑化の推進【継続】

中野通り、山手通りがみどりの環境軸としてより効果的に機能するために、周辺の建築計画の機会をとらえて、街路樹と一体となったみどり豊かな街並みの誘導等により、広がりや厚みのあるみどりのネットワーク形成を推進します。



中野通り

②風の通り道となるみどりの環境軸や補助軸の形成【充実】

ヒートアイランド現象を軽減する方法のひとつとして、風の通り道の確保があります。これまで取り組んできた河川沿いの緑道整備に加え、風の通り道として機能するよう、幹線道路沿いの空間では樹冠の大きい街路樹の維持整備が図れるよう東京都に働きかける他、街路樹への理解が深まるよう区民への啓発活動に努めるなど、厚みのあるみどり空間の形成に努めます。

※みどりの環境軸 みどりの補助軸

積極的な街路緑化や楽しく歩けるみちづくりに努めるとともに、沿道の敷地の緑化や公園など一体的なみどりの充実を図り、みどり豊かで調和のとれた街並み景観の形成を推進するため、中野区都市計画マスタープランにおいて、山手通りや中野通りなど、街路樹などによりみどりが連続する幹線道路を、みどりの環境軸、みどりの補助軸として位置付けたものです。

(4) 新たなみどりの軸によるネットワーク構築

①西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築【充実】

【重点2】

区では、西武新宿線連続立体交差事業によって新たに生まれる空間を検討する機会をとらえ、新たなみどりの軸の構築について、今後、沿線まちづくり事業と合わせて、関係機関等と調整を図り、みどり豊かな魅力あるまちづくりを目指します。

②生きものに配慮したみどりのネットワーク形成【充実】

公園緑地や施設緑地の整備では、みどりの量を増やすだけでなく、質の高いみどりを増やしていくことが必要です。みどりの質を評価する観点の一つとして生物多様性の確保があります。そこで、生きものに配慮したみどりのネットワークの形成を図ります。

3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する

(1) 樹木や樹林の保全

①保護樹木、保護樹林の指定の促進【充実】【重点3】

一定の基準を満たす樹木・樹林については、所有者の同意を得ながら、条例に基づく保護樹木、保護樹林の指定を行い、樹木の管理費の一部を助成しています。保護樹木、保護樹林の保全を進めるため、助成金の拡充に加え、所有者への技術的支援や樹木の成長に応じて必要となる費用への新たな助成制度の創設を図るなど、必要な支援を充実します。

②保護樹木の指定基準の見直し【充実】

良好な大樹を育てるためには、若木の頃から適切な管理が必要です。そこで、一定期間以上樹木を維持保全するなど、今後大樹となる可能性がある樹木についても保護樹木に指定することができるように、指定基準を見直します。

③貴重木や巨木等のみどり資源としての活用【充実】【重点3】

区内には地域のシンボルとなっている巨木、珍しい樹種、地域の歴史的いわれのある樹木等が存在します。これらの樹木を貴重木として、パンフレットやホームページ等で紹介するなど、区内のみどり資源の周知に努めます。



本五ふれあい公園の
ケヤキの巨木

④地域でみどりを保全する仕組みづくり【継続】【重点3】

保護樹木等の私有地の樹木は、樹木所有者の努力によって維持保全されています。しかし、落ち葉や害虫発生等の苦情も多い状況です。これらのみどりは、地域固有の景観を形成し、四季の変化が感じられるなど良好な環境づくりを担っています。みどりがあることの重要性を理解し、地域で落ち葉掃きを行うなど、地域でみどりを守る仕組みづくりを行います。



私有地の保護樹木

(2) 歴史あるみどりの保全

①歴史あるみどりを活かしたまちづくり【充実】

哲学堂公園周辺の地域は、哲学堂公園や旧野方配水塔などの歴史的景観要素が多く、これらを活かしたまちづくりを推進するため「哲学堂公園及び哲学堂公園周辺都市観光拠点整備計画」を策定しました。今後は整備プログラムに基づき、哲学堂公園周辺の歴史あるみどりを活かしたまちづくりに取り組みます。



哲学堂公園内の歴史的建造物

②歴史あるみどりを巡るまち歩きルートを活用【充実】【重点2】

中野区は現在、哲学堂などの歴史あるみどりや公園、史跡、地元の商店街などを巡る区内のまち歩きルートの活用に向け、取り組んでいるところです。

今後、西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸との連携も視野に入れながら、マップの作成や案内板の設置など、区内のみどりに触れながら歩いて楽しめるよう取り組んでいきます。



哲学堂公園内の桜並木

(3) 農地の保全と活用

①生産緑地地区の追加指定【充実】

区北西部には生産緑地地区等の農地が点在しています。農地は農作物の生産の場ですが、その他にも、災害時の避難場所や延焼遮断としての防災機能、ヒートアイランド現象の緩和機能、雨水の涵養などの環境保全機能等の重要な役割を担っています。平成29年の都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市農地は都市における緑地として位置付けるとともに、計画的に保全することが定められ、生産緑地地区の指定要件も緩和されました。区内に残り少なくなった農地を保全するために、引き続き生産緑地地区の指定・保全に努めます。

②親子農園、高齢者農園の活用推進【継続】

農園活用によって、農園での農作業を通じたコミュニケーションの形成、農業体験による教育、農作業による健康増進や園芸療法等の効果が期待されます。今後も多様な機能を持つ貴重なみどりとして、親子農園、高齢者農園を維持していきます。



親子農園

(4) 建築計画等における既存樹の保全

①まちづくり事業における既存樹木の活用【継続】

一定規模以上の既存樹木が存在するまちづくり事業においては、積極的に既存樹木の活用を図るとともに、民間開発においても樹勢や樹形が良好な樹木は、保全活用するように指導を行います。

②緑化計画書制度による既存樹の保全【継続】

現在の緑化計画書制度では、既存樹木の保全についての働きかけを行っていますが、既存樹木を生かした計画は少ない状況にあります。既存樹木を生かした質の高い緑化空間を確保するため、既存樹木の保全への働きかけを工夫していきます。

(5) 水とみどりの循環の推進

①公園整備に伴う透水性舗装・雨水浸透施設の整備【継続】

公園の大規模改修では、透水性舗装・雨水浸透施設の設置を行い、雨水の地下浸透の促進に努めます。



浸透柵・浸透トレンチが設置された公園の人工芝

②道路改修に伴う雨水浸透貯留施設の設置【新規】

道路の雨水地下浸透では透水性舗装による整備を進めてきましたが、透水性舗装の目詰まりなど維持管理が困難な状況です。今後は道路改修時に合わせて、雨水浸透貯留施設を設置することで、雨水の地下浸透の促進に努めます。

③建築計画における雨水流出抑制施設の設置【継続】

区では一定規模以上の建築計画、駐車場計画において雨水流出抑制施設の設置指導を義務づけています。引き続き、雨水流出施設設置指導要綱に基づく指導を行い、雨水の地下浸透促進に努めます。

(6) 公園の適正な維持管理運営

①公園の維持管理方針【継続】

公園の維持管理については、公園利用者が快適に利用できるように、樹木の剪定、除草、清掃等は定期的に行います。また遊具等の施設についても、事故等がなく安全に利用できるように、定期的な点検を行うとともに、計画的に補修・更新を行います。

②公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新【充実】

区内の公園の多くが整備後 30 年以上経過しており、限られた財源の中で計画的に公園施設を維持・保全する必要があることから、平成 28 年度に「中野区公

園施設長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、遊具等の公園施設の安全性を確保しつつ、計画的に施設の補修及び更新を進めます。

③指定管理者制度を導入した公園の維持管理【継続・充実】

区では比較的規模の大きい公園において、指定管理者による維持管理を行っています。今後も指定管理者が維持管理を行う公園を増やしていくとともに、指定管理者が公園利活用についても提案を行い、人が集まり楽しめる公園となるように、公園の利活用の工夫を進めます。

④区民との協働による公園の維持管理【継続・充実】

公園の自主管理花壇活動を行っている団体は平成29年度時点で19団体が活動を行っています。今後も多くの花壇活動団体が区内の公園において、積極的な活動ができるように、花壇づくりの講習会の実施や活動の支援を行います。



活動団体により植栽された
みつわ公園の花壇

⑤公園の管理・運営における民間参画の推進【新規】【重点1】

都市公園法等の改正により、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設されたことを踏まえ、今後、中野区では、公園の管理・運営について、カフェ等の収益施設設置による公園維持管理費の低減、公園利用率の向上および公園のにぎわいと地域の活性化、常駐管理体制による利用者ニーズに応じた柔軟な公園利用の実現を目指すため、民間参画を推進します。民間企業が参画することで、民間ならではの柔軟な発想やきめ細かいサービスによる公園の魅力向上、新たな付加価値の追加によるにぎわいの創出、利用者の利便性・快適性の向上、公園管理への貢献等により、都市における貴重な緑化空間として確保していくことが期待できます。

(7) 公共施設緑地の適切な維持管理

①公共施設緑地の維持管理等の手引き等の作成【新規】

街路樹や学校等の公共施設緑地において、適正な維持管理を行うことで良好な緑化空間が整備されます。公共施設緑地の維持管理については、施設所管部署がそれぞれ管理を行っている状況です。そこでよりよい緑化空間を誘導するため、維持管理手引き等の作成など、各施設において緑化空間の適切な維持管理が図られるように努めます。

②公共施設花壇ボランティアの新たな支援制度の充実【充実】

区内の公共施設では、ボランティア活動等による花壇整備等の緑化活動が行われています。(平成30年3月末現在、自主管理花壇登録団体：19団体、22公園)。今後、これらの活動が全区的に広がるよう、花壇づくりの講習会の実施や花壇活動の支援を行います。

4. 身近なみどりを増やす

(1) 公共施設緑化の推進

①区役所新庁舎建設における緑化の推進【新規】

区は「新しい区役所整備基本計画（平成 28 年（2016 年）12 月）」に基づき、新庁舎の建設を行う予定です。整備計画では「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）」として、太陽光、雨水や井水利用など自然エネルギーを積極的に利用し、ライフサイクルを通じて環境負荷の低減に配慮した区役所を整備することとしています。緑化については、区役所敷地に積極的に公開空地を設け、屋上緑化等と合わせてヒートアイランド対策や CO₂削減に配慮した施設の整備に取り組みます。

②区立小中学校の改築に伴う緑化整備の充実【充実】

区では「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、区立小中学校の改築工事を計画的に実施していきます。改築工事に伴い、緑化基準に基づき接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化等の整備を行うとともに、環境教育の観点からも緑化整備を行います。ビオトープや学級園は、生活科や理科の授業で活用するとともに、環境教育として設置が望ましいと考えられるため、整備を進めていきます。



西中野小緑のカーテン

③区立小中学校における緑のカーテンの継続推進【継続】

現在、全ての区立小中学校では、緑のカーテンを整備しています。今後も緑のカーテン整備は継続して推進します。

④その他公共施設の改築に伴う緑化の推進【継続】

区立施設の改築においては、その多くが東京都自然保護条例による緑化計画書制度の対象となるため、東京都の緑化基準に合わせて、地域にふさわしい緑化整備を積極的に行います。

(2) 緑化を推進する制度を活用した緑化の推進

①緑化計画書制度による指導の継続実施【継続】

緑化計画書制度は建築計画時に緑化を誘導する制度で、制度に基づき多くの緑地が整備されてきました。今後も適切な緑化指導を行うことで、建築物上の緑化も含めた新たなみどりの創出に努めます。

②緑化計画書の見直し【充実】

緑化計画の緑化基準については、より緑化効果を高めるために、緑化計画の提出要件の見直しや、優良緑化事例の紹介を行います。

③接道部緑化の推進【継続】【重点2】

接道部緑化が充実することにより目に触れるみどりが増えることから、日常生

活にみどりによるうるおいがもたらされます。また、避難路の確保や焼き止まり効果など防災面でも高い効果があります。今後も緑化計画書制度の緑化指導により、接道部緑化整備を推進するとともに、接道部の生け垣・植樹帯設置費用の一部を助成する「生け垣等設置助成制度」の一層の活用を推進するため、区民への周知に努めます。

④緑化に対する助成制度の継続【継続】

緑化指導の際、接道部緑化の助成制度の周知に継続して努めます。また、他事業による支援等についても周知を積極的に行い、緑化に対する助成制度の一層の活用を図ります。

(3) まちなかの緑化の推進

①苗木配布の継続実施【継続】

中野区花と緑の祭典では、希望する区民に向けて苗木の無料配布を行っています。今後も、多くの区民が花やみどりに親しんでいただけるよう、苗木の無料配布を実施します。また、住宅の新築を記念した「新築記念樹」や子どもの誕生を記念した「誕生記念樹」等、配布方法についても工夫をしていきます。



苗木の配布

②まちづくり事業と連携した緑化の推進【継続】

様々なまちづくり事業に合わせた新たな広場空間の整備や建築計画にあたっての緑化の指導により、緑地の創出を推進します。また、周辺のみどりとのネットワーク形成もはかっています。

③まちづくり事業を活かした緑化の推進（再掲）

木造住宅密集地域整備事業を実施する地区においては、災害時における地域の安全性を高めるために、防災広場等オープンスペースの整備を進めます。また、地区施設道路の拡幅によって空地が生じる場合には、地域特性に合わせて、住民の要望等を反映しながら、道路沿道の緑化環境の向上に寄与する緑地として活用を図ります。

④無電柱化事業に伴う緑化推進【充実】

中野区では、地域の安全性の向上、歩道空間の確保、良好な都市景観の創出のため、まちづくり事業を通じて無電柱化を進めています。無電柱化で生じる道路空間において、可能な限り緑化を推進します。

(4) 生きものの生息・生育できる場の保全・整備

①公園の再整備、区立小中学校の改築における
ビオトープ整備の推進【継続】

公園の再整備では生きものが生育・生息できるように、植栽樹種の選定や生息空間づくりなどに配慮するように努めます。また、改築する小中学校においては、環境学習等の場としてビオトープの整備を進めていきます。



上鷺宮小学校のビオトープ

②民有地におけるビオトープ整備の普及啓発
【新規】

自宅の庭やベランダにおいて、チョウが好む花を植える、野鳥の餌となる実のなる木を植える、野鳥の水飲み場やエサ台を設置するなど、手軽にできるビオトープ整備の方法を紹介するパンフレットを作成・配布するなど普及啓発に努めます。

③開発事業等における既存樹林の保全【継続】

江古田三丁目地区の開発事業では、協定を締結し、江古田の森公園と隣接する樹林を保全するため、基準以上の緑地の確保を図りました。今後も良好な樹林を有する地区における開発事業等では、樹林の保全手法を協議し、既存樹林の保全に努めます。

④適切な維持管理【継続】

生きものが生息・生育できる環境を維持保全するには、適切な維持管理が必要です。江古田の森公園の保全樹林は、人の立ち入りを禁止し、動植物の環境保全区域としています。また公園内の草刈りでは、一律に草刈りを行うのではなく、部分的に草地を残す管理を行うことで、昆虫の生息箇所となります。生きものの生息・生育の視点から計画的な緑地の維持管理を行います。



江古田の森公園の保全樹林

(5) 身近なみどりのネットワークの構築

①区立小中学校の改築に伴う緑化整備の充実（P48 4. (1)②の再掲）

区では「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、区立小中学校の改築工事を計画的に実施していきます。改築工事に伴い、緑化基準に基づき接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化等の整備を行うとともに、環境教育の観点からも緑化整備を行います。ビオトープや学級園は、生活科や理科の授業で活用するとともに、環境教育として設置が望ましいと考えられるため、整備を進めていきます。

②接道部緑化の推進（P48 4. (2)③の再掲）

接道部緑化が充実することにより目に触れるみどりが増えることから、日常生活にみどりによるうるおいがもたらされます。また、避難路の確保や焼き止まり効果など防災面でも高い効果があります。今後も緑化計画書制度の緑化指導により、接道部緑化整備を推進するとともに、接道部の生け垣・植樹帯設置費用の一部を助成する「生け垣等設置助成制度」の一層の活用を推進するため、区民への周知に努めます。



接道部緑化

③身近なみどりの整備事例の紹介【充実】

緑化計画において質の高い緑化整備を誘導するため、過去の緑化計画における良好な緑化や工夫された緑化等の事例について、事例集の作成や緑化計画の手引きに掲載するなど、緑化の参考となるような資料を作成します。

(6) 市民緑地認定制度などを活用した緑化の推進

①市民緑地認定制度の活用【新規】【重点1・3】

区は緑地やオープンスペースの不足に加え、適正な管理が難しい緑地や空き地・空き家などが増加しています。民間主体による緑地空間の創出や、市民緑地認定制度（平成29年6月都市緑地法改正施行）を活用し、緑地保全の取り組みを推進します。

※市民緑地認定制度：都市緑地法第60条に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

5. 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む

(1) みどりに関する学習機会の増設

①みどりの教室、緑化相談会の継続実施【充実】

区では定期的のみどりの教室、緑化相談会を開催しています。より多くの区民の参加を推進するため、内容の充実や周知の徹底をはかります。

②なかの里・まち連携事業を通じた体験学習の実施【充実】

「なかの里・まち連携事業」では、地方都市と中野区が、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用したさまざまな連携事業を行います。主な取り組みのひとつである体験交流モデル事業では、農家への宿泊、野菜の収穫体験、自然散策、ボート体験等



野菜収穫体験の様子

の交流会を行っています。今後も地方都市との交流を深めていくため、さまざまな体験ができる交流会を実施します。

③子どもを対象とした環境教育用パンフレットの作成【継続】

中野の将来を担う子どもたちが、みどりの多様な機能やみどりの大切さを知ることがみどりのまちづくりを進める上で重要です。そこで、子どもを対象とした環境教育用のパンフレットを作成し、環境学習へ利用できるようにします。

④生きもの観察会の実施【新規】

中野区内にも多くの生きものがあることを体験できるように、生きもの観察会の実施を図ります。

(2) みどりの普及啓発活動の推進

①なかのみどりの貢献賞の充実【継続】

なかのみどりの貢献賞では、緑化や緑の保全に関して功績のあった方を表彰することにより、中野区における緑化に対する意欲の向上を期待し実施しています。より多くの区民の方に参加いただけるように、表彰の部門や応募方法について、周知を工夫していきます。



平成 27 年度に貢献賞を受賞した
中野マルイ四季の庭・水辺の庭

②みどりに関する情報発信の強化【充実】

みどりのまちづくりを推進するためには、多くの区民が都市のみどりに愛着を持ち、その重要性を理解することが必要です。リーフレットやチラシなどの広告媒体により、区内のみどりの名所や区民が取り組む緑化活動など、みどりに関する情報を積極的に発信していきます。

③中野区花と緑の祭典の実施【継続】

区民がみどりに触れ合い、みどりを学ぶ機会を増やすことを目的として、春と秋の年2回「中野区花と緑の祭典」を実施しています。祭典では区民や団体、事業者から参加いただいた実行委員が企画・運営し、苗木の無料配付や緑に関する教室等様々な催しが行われています。区民のみどりへの理解を深めるため、実行委員と協力し祭典の内容を充実していきます。



花と緑の祭典の様子

(3) みどりの情報拠点の整備

①みどりに関する活動への支援促進【継続】

みどりに関する活動を行っているボランティアや活動団体に対して、行政としての支援を促進します。

②みどりの情報館の利用促進【継続】

江古田の森公園の学習室は「みどりの情報館」として活用されています。今後も積極的な利用促進が図られるように支援を行います。

(4) 自然環境学習の場の提供

①なかの里・まち連携事業を通じた体験学習の実施（P52 5. (1)②の 再掲）

「なかの里・まち連携事業」では、地方都市と中野区が、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用したさまざまな連携事業を行います。主な取り組みのひとつである体験交流モデル事業では、農家への宿泊、野菜の収穫体験、自然散策、ボート体験等の交流会を行っています。今後も地方都市との交流を深めていくため、さまざまな体験ができる交流会を実施します。

(5) 中野の森プロジェクト・身近な緑を守り育てる活動への取り組み

①中野の森プロジェクトへの取り組み【充実】

中野区は、なかの里・まち連携自治体である群馬県みなかみ町・福島県喜多方市と連携して、現地の森林整備やその支援を行うことで得られるCO₂吸収量により、カーボン・オフセットを着実に進める「中野の森プロジェクト」に取り組んできました。

今後、現地での環境学習や環境交流事業等を実施することで、環境への区民の意識啓発や子ども世代に地球環境の大切さを学ぶ機会を提供していきます。



群馬県みなかみ町の「中野の森」

また、群馬県みなかみ町での森林整備に加え、福島県喜多方市から現在購入しているオフセット・クレジット（J-VER）（現地の森林整備を支援することで中野区から排出されるCO₂の一部を吸収する仕組み）については、今後、さらに他の自治体からも購入するなど取り組みの拡大を図ります。

②森林整備等に関する寄付募集の普及啓発【継続】

中野の森プロジェクトでは、区民・事業者が地球温暖化の防止に貢献していただけるよう、環境基金への寄付募集を行っています。寄付金は、中野区環境基金に積み立て、なかの里・まち連携自治体の森林整備等の費用の一部として活用するほか、「身近な緑を守り育てる」コースとして、中野区民を対象とした苗木配布の費用等に活用しています。今後も環境基金への寄付募集の普及啓発を行います。



環境交流バスツアーの様子
みなかみ町「中野の森」にて

第5章 地域別緑化推進の方針

地域の特性や課題に対応するため、地域別の緑化推進の方針を定めます。地域区分は図5-1に示す7地域とします。

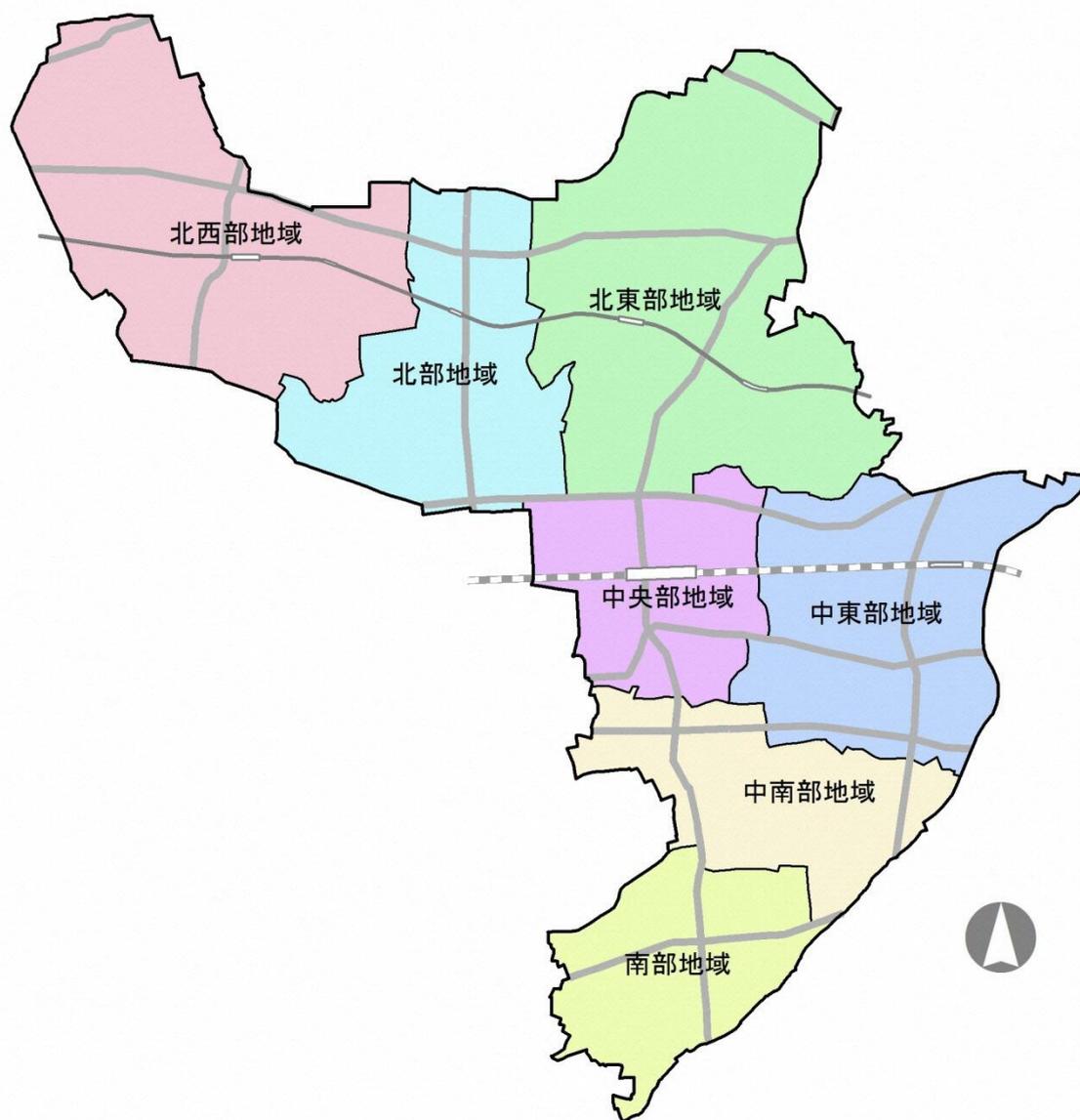


図 5-1 地域区分図

5-1 南部地域

(1) みどりの現況

- 幹線道路沿道では建物の中高層化が進んでいますが、低層住宅が広がる地域で、敷地規模は全体的に小さく木造住宅が密集し、防災面や住環境面での課題を多く抱えており、地区計画制度等によるまちづくり整備を進めています。
- 拠点となるみどりとしては、南台いちょう公園が防災機能を有する公園として整備され、隣接する東京大学教育学部附属中等教育学校と合わせて、災害時の広域避難場所に指定されています。
- その他、南台公園、栄町公園など 18 箇所の公園が整備されています。
- みどり率は 15.1% で区全体のみどり率 17.5% より低い地域です。
- 公園、社寺、学校にまとまったみどりが分布しています。
- 地域の西側に神田川（善福寺川）が流れており、地下鉄車庫沿いなどの樹木がみどりと水の景観を提供しています。
- （仮称）弥生町六丁目公園の整備計画が進められています。

(2) みどりの課題

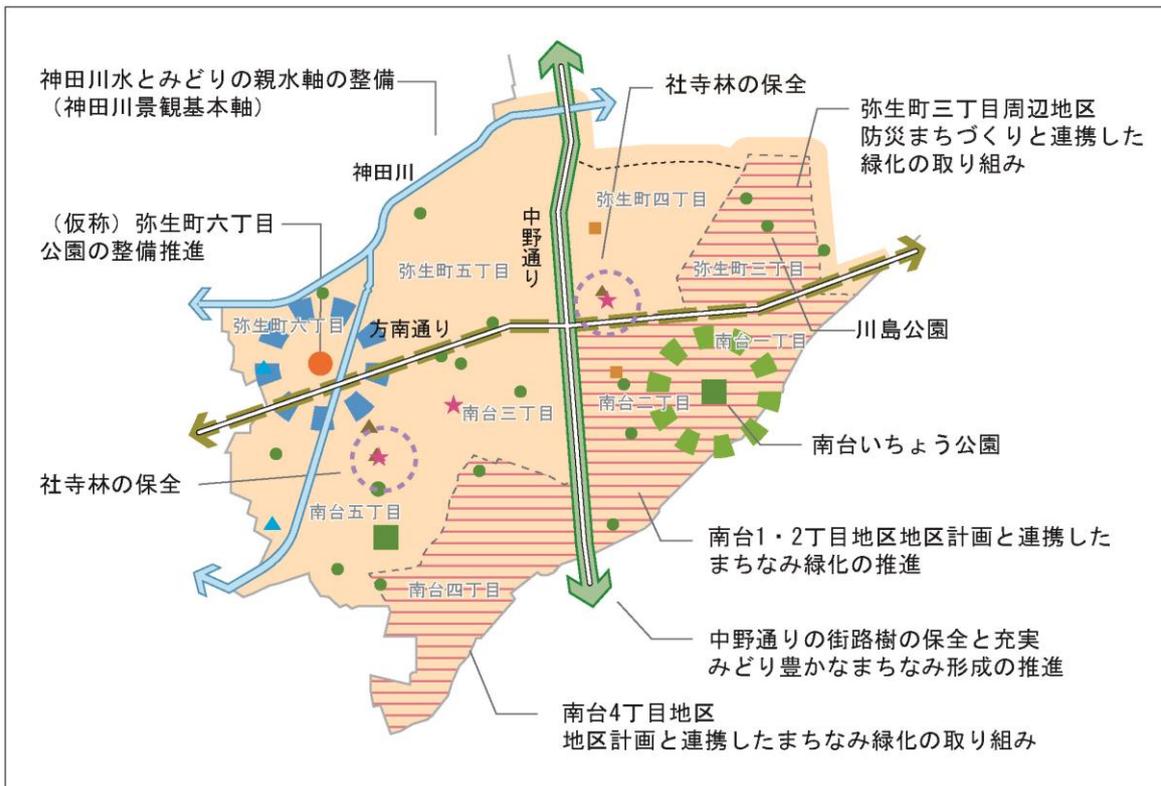
- 弥生町三丁目地区をはじめ、木造住宅が密集している地域で防災まちづくりと連携して防災機能を有した公園の整備も進められています。接道部緑化の推進など身近なみどりにも着目し、地域の安全性を高めていくことが必要です。
- 神田川（善福寺川）の河川空間、多田神社等の歴史・文化的なみどりを活用し、みどりの景観形成を図る必要があります。
- 拠点となるみどりの少ない地域のため、現存する社寺、学校、集合住宅、公園にある比較的まとまったみどりは今後も保全していく必要があります。特に住宅団地の建て替えなどで、接道部を中心としたみどりが整備されるように、緑化指導を行っていくことが重要です。

(3) みどりの整備方針

みどりを活かした防災まちづくりの推進
神田川のみどりを活かした地域整備

- （仮称）弥生町六丁目公園の整備推進
- 神田川景観基本軸と連携した神田川水とみどりの親水軸整備の推進
- 中野通りの街路樹の保全と充実や方南通りの街路樹の整備推進
- 多田神社、神明氷川神社等の地域の伝統を受け継ぐみどりの保全
- 地区計画制度などと連携した住宅地の生け垣化や庭木緑化の充実
- 幹線道路沿道の建築計画と合わせたみどり豊かな街並みの誘導

• 身近な公園や広場の充実



凡例



5-2 中南部地域

(1) みどりの現況

- 幹線道路沿道は建築物の中高層化が進んでいますが、その後背地では低層住宅と中層住宅が混在した地域で、敷地規模は全般的に小さく高密度な土地利用が図られています。木造住宅が密集した地区も多く、防災面・住環境面での課題を抱えています。
- 本町五丁目の中野通り沿いに防災機能を有する本五ふれあい公園が整備されたほか、中央西公園など小規模な公園が26箇所と比較的多く整備されています。
- みどり率は12.8%で、全地域のうち最もみどり率の小さい地域です。
- 公園、社寺、学校にまとまったみどりが分布していますが、樹林等の拠点となるみどりは少ない状況です。
- 地域中央に神田川が流れており、コンクリート護岸ながらも歩行者専用道路となっている管理用通路では所々にみどりが見られます。

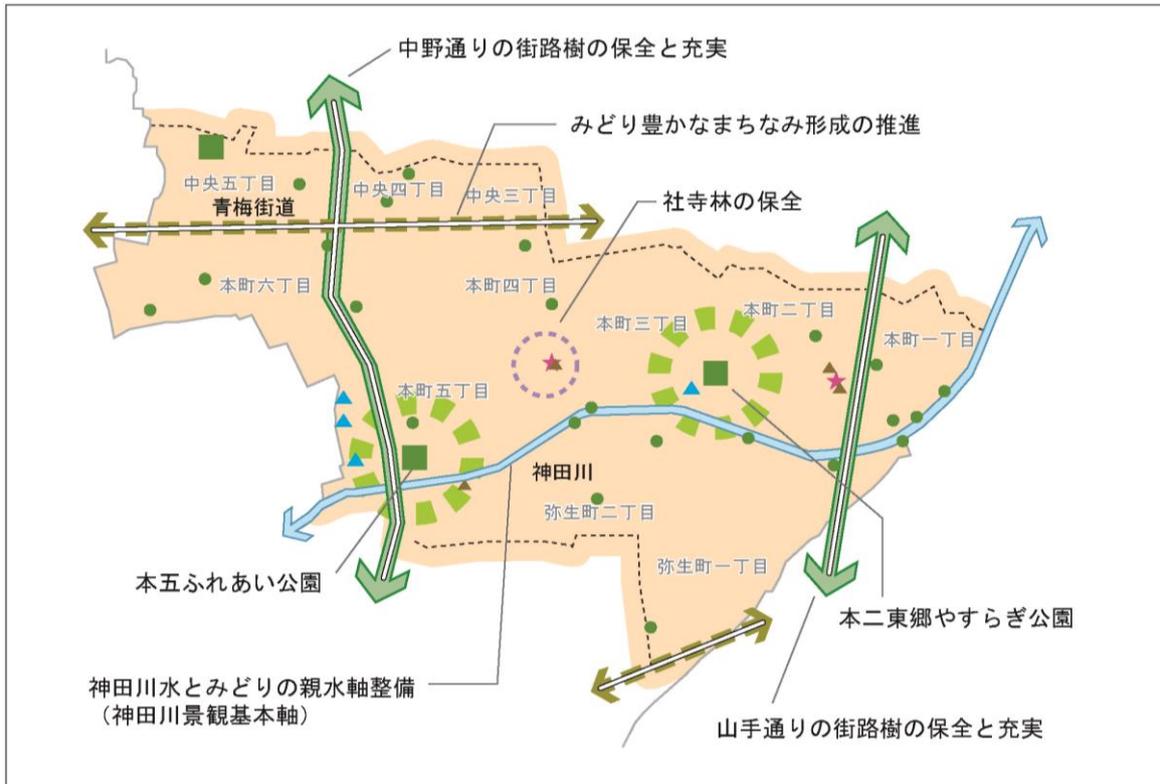
(2) みどりの課題

- 区内で最もみどりの少ない地域ですが、本五ふれあい公園を新たなみどりの拠点として既存のみどりとのネットワークを形成していく必要があります。
- 神田川を水とみどりの親水軸として活用できるように、川沿いの緑化の充実をはかる必要があります。
- 神田川南側の地域は敷地規模の小さい住宅地が多くなっており、接道部緑化を中心とした緑化の推進が必要です。

(3) みどりの整備方針

新たなみどりの拠点と神田川のみどりを活かした地域のみどりのネットワーク形成の推進

- 神田川景観基本軸と連携した神田川水とみどりの親水軸整備の推進
- 中野通り、青梅街道、山手通りの街路樹の保全と充実
- 地域に残る貴重な樹林の保全
- 幹線道路沿道の建築計画と合わせたみどり豊かな街並みの誘導
- 身近な公園や広場の充実



凡例

- | | | | | | | | |
|--|----------------|--|----------------|--|--------|--|-----------|
| | まとまりのあるみどり(既存) | | 公園(2,500㎡未満) | | 社寺林 | | みどりの環境軸 |
| | まとまりのあるみどり(新設) | | 公園(2,500㎡以上) | | 屋敷林 | | みどりの補助軸 |
| | 新たなみどりの軸 | | 計画公園 | | 保護樹林 | | 水とみどりの軸 |
| | | | 社寺林の保全 | | 農地 | | 良好な住宅地 |
| | | | まちづくりに伴うみどりの創出 | | 生産緑地地区 | | 既存のみどりの保全 |

0 125 250 500 m



5-3 中東部地域

(1) みどりの現況

- 山手通り、青梅街道など幹線道路沿道では建築物の高層化が進んでいます。住宅地の多くは低層住宅と中層住宅が混在しており、敷地規模が全般的に小さく高密度な土地利用が図られています。木造住宅が密集した地区では、防災面や住環境面で多くの課題を抱えています。
- JR 東中野駅では山手通りの拡幅工事と併せて駅前広場が整備されました。
- 主な公園は谷戸運動公園、城山公園で、29 箇所の公園が整備されています。
- 地域中央部には東西方向に桃園川緑道が整備されています。
- 地域の東端には神田川が流れており、神田川四季の道が整備されています。
- みどり率は 14.2%で、全地域のうちみどり率が 2 番目に低い地域です。まとまりのあるみどりは社寺林が中心となっています。
- 早稲田通りの北側には寺院が建ち並び一角があり、寺町の景観を呈しています。

(2) みどりの課題

- 山手通り沿道では土地の高度利用を推進し、公開空地の確保にあわせ緑化空間の充実を図る必要があります。
- 地域の歴史・文化と関わりの深い東中野氷川神社や宝仙寺には、多くの大径木樹木があり、周辺環境と一体となったみどりの保全が必要です。
- 古くからある住宅地の良好なまちなみのみどりの保全を図る必要があります。
- 神田川四季の道や桃園川緑道はより親しみが持てる歩行空間として維持管理し、景観資源として活用の充実を図る必要があります。
- みどりの拠点となる空間が不足しているため、面積規模の大きな建築計画では緑化の誘導を図る必要があります。

(3) みどりの整備方針

既存のみどりの保全の推進

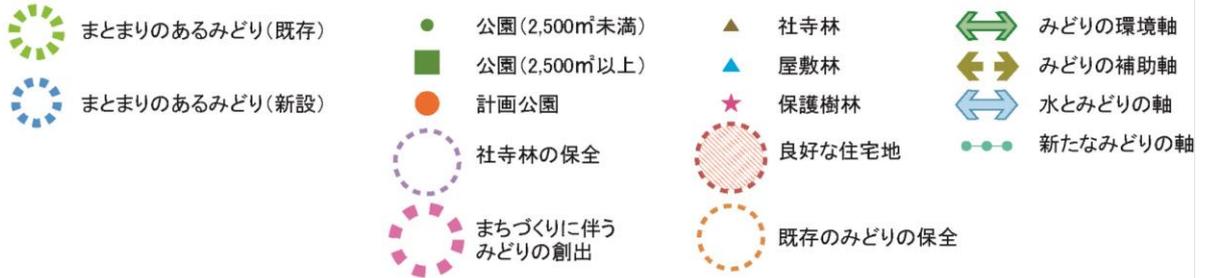
山手通り・神田川・桃園川緑道のみどりを活かした地域整備

- 神田川景観基本軸と連携した神田川水とみどりの親水軸整備の推進
- 山手通り沿道の緑化空間整備の誘導
- 早稲田通り、青梅街道、山手通りの街路樹の保全と充実
- 地域にゆかりのある貴重なみどりの保全
- 住宅地の良好なみどりの保全
- 幹線道路沿道の建築計画と合わせたみどり豊かな街並みの誘導
- 神田川四季の道、桃園川緑道の有効活用

• 身近な公園や広場の充実



凡例



5-4 中央部地域

(1) みどりの現況

- JR 中央線北側には、区役所、中野サンプラザ、中野四季の都市（まち）などが立地し、南北の駅周辺には商業地域が分布しており、区の中心地域を形成しています。幹線道路沿道は建物の高層化が進んでいますが、その後背地は低層住宅と中層住宅が混在した住宅地となっています。
- みどりの拠点としては、中野四季の都市（まち）の整備に併せて中野四季の森公園が、周辺施設の公開空地と一体となって新たに整備されました。
- 中野四季の森公園や紅葉山公園を中心とした緑地がみどりの拠点となっています。
- その他中央公園など 19箇所の公園が整備されています。
- 地域南側には桃園川緑道が整備されています。
- みどり率は 16.0%で、区全域のみどり率 17.5%より低いですが、3 番目にみどり率が高い地域です。
- 中野通りのサクラ並木がみどりの軸を形成しています。

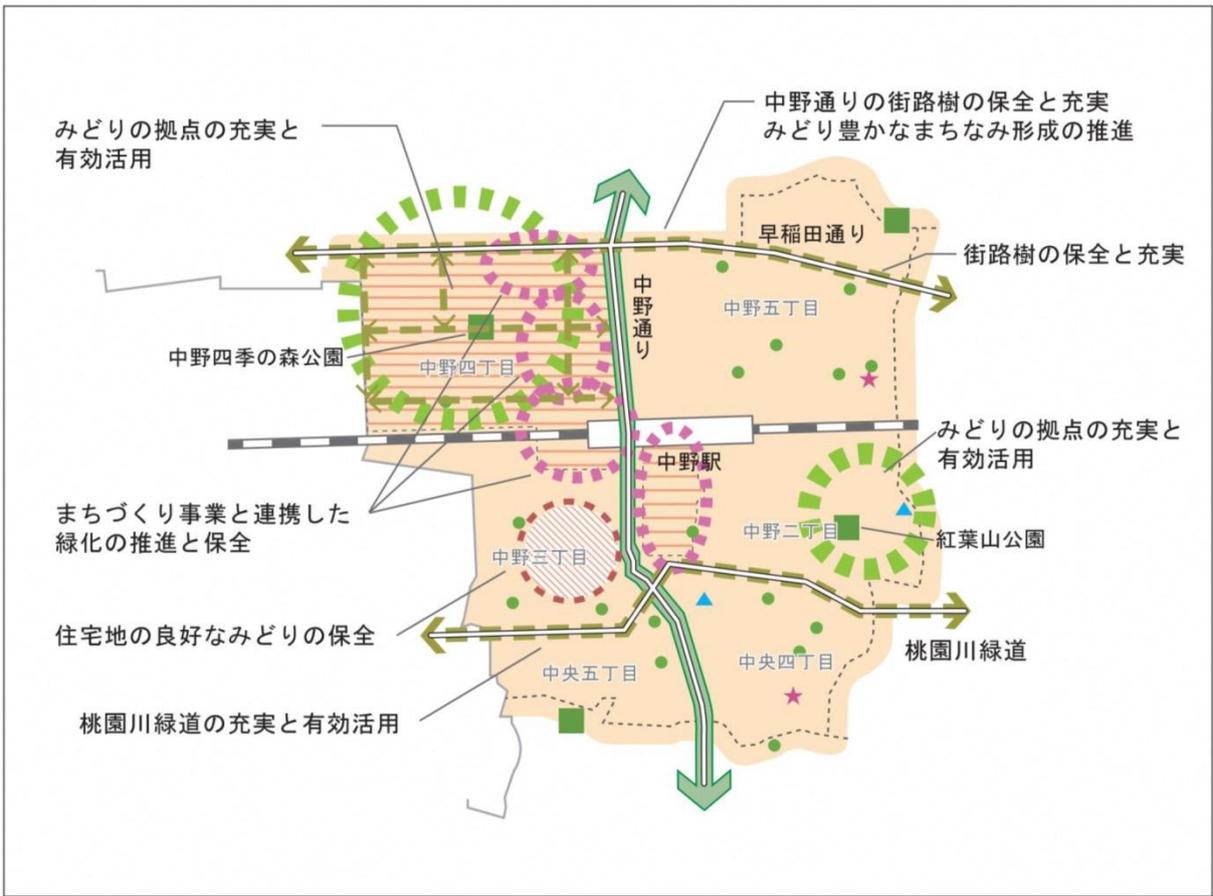
(2) みどりの課題

- 中野四季の都市（まち）の整備によって、みどり豊かな都市景観が生まれました。今後も新庁舎建設をはじめ、中野駅周辺のまちづくりの進捗にあわせてみどりの拠点としてふさわしい質の高いみどり空間の整備や、大規模な面開発に伴うみどりの創出が必要です。
- 紅葉山公園には公共施設が隣接しており、みどりの拠点となるように緑化の充実が必要です。

(3) みどりの整備方針

土地の高度利用や共同化による新たなみどりの拠点の充実

- 中野駅周辺のまちづくりに伴う、壁面・屋上緑化の整備・誘導、沿道の緑化の推進
- 中野駅周辺のまちづくりにあわせて、みどりのネットワークの形成及びオープンスペースの創出
- 中野通り、早稲田通り、中野四季の都市の街路樹の保全と充実
- みどりの拠点（中野四季の森公園、紅葉山公園）を活かしたみどりのまちづくりの推進
- 地域に残る貴重なみどりの保全
- 大規模面開発事業に合わせた新たなみどりの創出と保全
- 桃園川緑道の有効活用
- 良好な住宅地のみどりの保全



凡例

- | | | | | | | | |
|--|----------------|--|----------------|--|--------|--|-----------|
| | まとまりのあるみどり(既存) | | 公園(2,500㎡未満) | | 社寺林 | | みどりの環境軸 |
| | まとまりのあるみどり(新設) | | 公園(2,500㎡以上) | | 屋敷林 | | みどりの補助軸 |
| | 新たなみどりの軸 | | 計画公園 | | 保護樹林 | | 水とみどりの軸 |
| | | | 社寺林の保全 | | 農地 | | 良好な住宅地 |
| | | | まちづくりに伴うみどりの創出 | | 生産緑地地区 | | 既存のみどりの保全 |



5-5 北東部地域

(1) みどりの現況

- 土地区画整理事業により基盤整備が行われた区域は敷地規模が比較的広く、良好な住環境を形成しています。一方で、狭あい道路が多く木造住宅が密集し、防災面や住環境面で課題を抱えている区域も見られます。
- 地域の中央部を妙正寺川が流れ、河岸段丘の傾斜地に江古田の森公園、平和の森公園、哲学堂公園、江古田公園、中野上高田公園、新井薬師公園など区を代表する公園があり、みどりの拠点形成しています。
- その他、江原公園、妙正寺川公園など規模の大きい公園が多くあり、37箇所、約25.1haの公園が整備され、区内で最も公園の分布が多い地域となっています。
- みどり率は21.8%で、区内で最もみどり率が高い地域です。
- 社寺林も多く分布しており、その多くが保護樹林に指定されています。
- 中野通りのサクラ並木がみどりの軸を形成しています。
- 区内でも希少な屋敷林が残っています。
- 西武新宿線連続立体交差事業により鉄道の地下化が進められているほか、哲学堂公園及び周辺地域の観光資源の活用や、新井薬師前駅・沼袋駅周辺のまちづくりが検討されています。

(2) みどりの課題

- 地域の歴史・文化を伝える社寺や屋敷林には、多くの大径木があり、周辺環境と一体となった保全が必要です。
- 良好な緑化環境を有する住宅地の、みどりの維持保全を図る必要があります。
- みどりの拠点を形成する公園緑地や大径木樹木を有する社寺林等について、有効に活用していく必要があります。
- 西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築を図る必要があります。

(3) みどりの整備方針

みどりの拠点の有効活用、妙正寺川沿いのみどりを活かした地域整備
西武新宿線沿線まちづくり事業と連携したみどりの充実

- 大規模公園内の樹林の良好な状態での維持保全
- 哲学堂公園と周辺地域の歴史、文化、景観的資源に調和したみどりの保全と整備
- 中野通りの街路樹の保全と充実
- 西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の確保
- 地域にゆかりのあるみどり空間の保全
- 屋敷林等のみどりの良好な状態での保全
- 沼袋駅周辺、新井薬師前駅周辺のまちづくり事業と連携した緑化の推進と緑地の保全

- 身近な公園緑地の充実
- 平和の森公園の拡張、再整備



凡例

- | | | | | | | | |
|--|----------------|--|--------------------|--|--------|--|-----------|
| | まとまりのあるみどり(既存) | | 公園(2,500㎡未満) | | 社寺林 | | みどりの環境軸 |
| | まとまりのあるみどり(新設) | | 公園(2,500㎡以上) | | 屋敷林 | | みどりの補助軸 |
| | まとまりのあるみどり(新設) | | 計画公園 | | 保護樹林 | | 水とみどりの軸 |
| | 新たなみどりの軸 | | 社寺林の保全 | | 農地 | | 良好な住宅地 |
| | | | まちづくりに伴う
みどりの創出 | | 生産緑地地区 | | 既存のみどりの保全 |

0 125 250 500 m



5-6 北部地域

(1) みどりの現況

- 環状七号線、新青梅街道などの幹線通り沿道では建築物の中高層化が進んでいます。新青梅街道の北側では良好な住宅地を形成していますが、その他の区域では狭あい道路が多く、木造住宅が密集している区域も見られます。
- まとまりのあるみどりは社寺のみどりで、拠点となるみどりが少ない状況です。
- 大和公園、丸山公園のほか 26 箇所の公園が整備されていますが、多くが面積規模の小さい公園となっています。
- みどり率は 14.8%で、区全域のみどり率 17.5%より 3ポイント近く低い状態です。
- 敷地規模の小さい住宅地が多く、小規模な住宅地のみどりが中心となっています。
- 地域の中央部を妙正寺川が流れていますが、河川沿いにはみどりは少ない状況です。

(2) みどりの課題

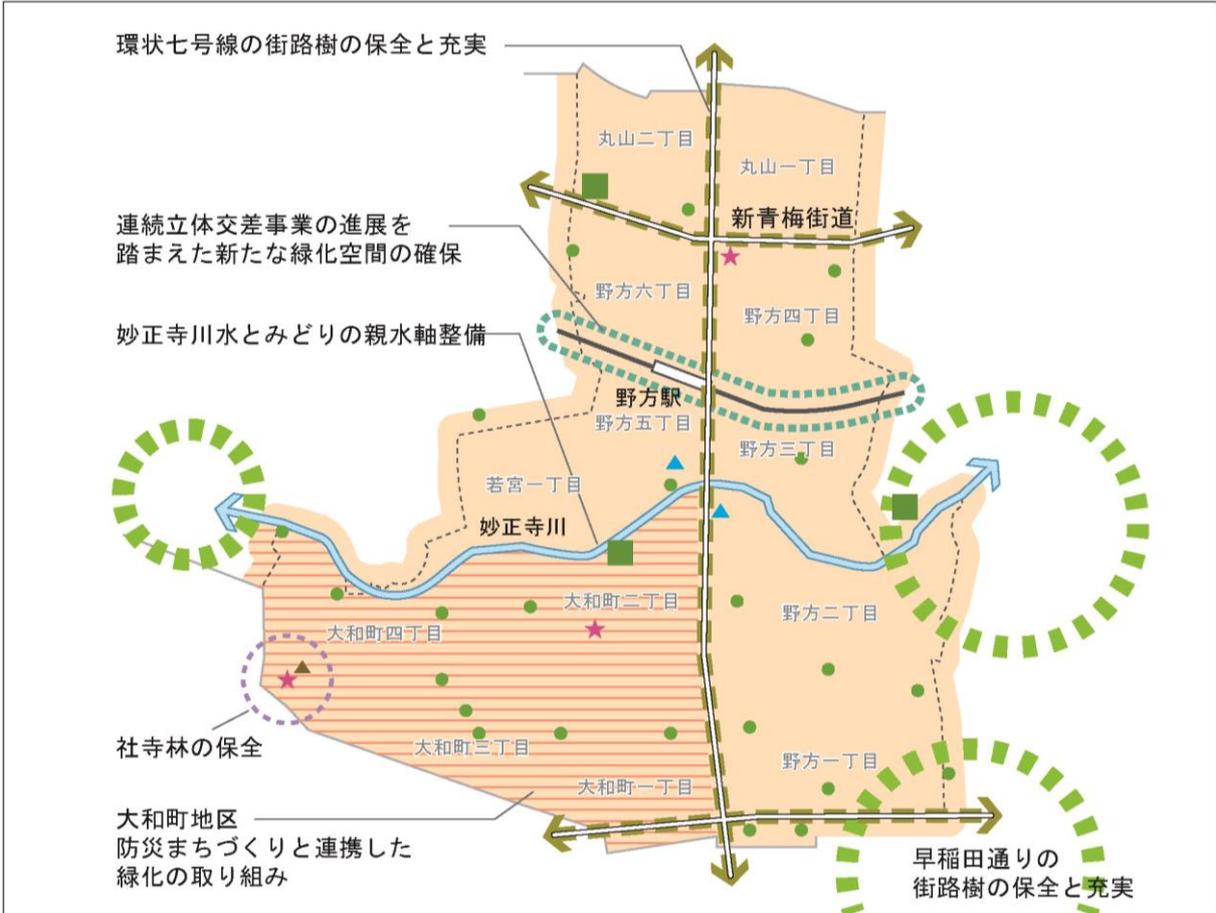
- 既に防災まちづくりを始めている大和町地区のほか、木造住宅が密集している区域において地区計画制度等による防災まちづくりを進める必要があります。この際には、防災の観点からも空地の確保、生け垣緑化の推進が必要です。
- まとまりのあるみどりは少ないですが、社寺林や庭木群は貴重なみどりであり、維持保全と充実が重要となります。
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえて、新たなみどりの整備を図る必要があります。

(3) みどりの整備方針

防災まちづくりと連携した緑化の推進

西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たな緑化空間の確保

- 住宅地にある良好な緑化環境の維持保全
- 地域にゆかりのあるみどり空間の保全
- 共同建て替えなどによる緑化空間の創出の誘導
- 環状七号線、新青梅街道沿道の屋上緑化や壁面緑化等整備の推進
- 地区計画制度と連携した沿道生け垣化や住宅緑化の充実
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たな緑化空間の確保
- 身近な公園緑地の充実



凡例

- | | | | | | | | |
|--|----------------|--|----------------|--|--------|--|-----------|
| | まとまりのあるみどり(既存) | | 公園(2,500㎡未満) | | 社寺林 | | みどりの環境軸 |
| | まとまりのあるみどり(新設) | | 公園(2,500㎡以上) | | 屋敷林 | | みどりの補助軸 |
| | 新たなみどりの軸 | | 計画公園 | | 保護樹林 | | 水とみどりの軸 |
| | | | 社寺林の保全 | | 農地 | | 良好な住宅地 |
| | | | まちづくりに伴うみどりの創出 | | 生産緑地地区 | | 既存のみどりの保全 |



5-7 北西部地域

(1) みどりの現況

- 敷地規模の比較的大きい低層住宅が多く、静かな住宅地を形成しています。妙正寺川や新青梅街道沿いには学校や公共住宅が多く立地し、地域の貴重なオープンスペースとなっています。また、地域の北部には農地が残っており、生産緑地地区に指定された農地もあります。
- まとまりのあるみどりとしては、白鷺せせらぎ公園がみどりの拠点形成しています。また、屋敷林や農地、住宅団地の緑地、社寺林等もまとまったみどりとして分布しており、民有地のみどりが多いことが特徴です。
- その他の主な公園は鷺宮運動広場、八成公園、風の子ひろばで、北西部地域には38箇所の公園が整備されていますが、多くが面積規模の小さい公園となっています。
- みどり率は19.9%で、地域別では2番目に高いみどり率です。学校や住宅団地の緑被地の他、戸建て住宅地にも多くのみどりが分布しています。
- 地域の南側を妙正寺川が流れており、河川沿いの斜面林は社寺林や公園内樹林となっています。

(2) みどりの課題

- 民有地のみどりにより、良好な環境が形成されている地域ですが、民有地のみどりは消失の可能性もあり、良好な状態での維持保全が課題となっています。
- 都市の農地は、水源涵養、防災農地、景観要素として都市にあるべき緑地として位置付けられています。北西部地域には貴重な農地が残っており、今後も保全していくことが重要です。
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たなみどりの整備を図る必要があります。
- 今後、減少の可能性がある生産緑地については、市民緑地制度の活用や公園化等を検討しみどりを保全していくことが必要です。

(3) みどりの整備方針

妙正寺川のみどりを活かした地域整備
屋敷林や農地の残るみどりの保全の推進

- 白鷺せせらぎ公園を中心としたみどりの拠点の充実
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たな緑化空間の確保
- 屋敷林や農地の残るみどりの多い落ち着いた住環境の維持保全
- 生産緑地地区の減少に伴うみどりの消失を防ぐための市民緑地制度の活用や公園

化等の検討

- 地域にゆかりのあるみどり空間の保全
- 住宅団地建替に伴う緑地創出の誘導
- 身近な公園緑地の充実



凡例



第6章 計画実現のために

みどりのまちづくりを進めるためには、区と、地域に住み、地域で働き、地域で活動する区民や事業者などが、それぞれの役割を果たしつつ、協働して知恵を出し合いながら、お互いにパートナーとなって、計画に掲げた施策等を実行していく必要があります。

6-1 区の推進体制

みどりの保全と緑化の推進のための各種施策は、庁内の連携と調整が必要となります。引き続き、都市基盤部などの関係部署で構成するみどりの推進会議を通じて、組織間の連携や調整を行い、総合的な視点から効率的な対応を図ります。会議の運営は、都市基盤部が担います。

都市基盤部公園緑地課は、みどりの基本計画に沿って事業の進捗が行われるよう、毎年度、みどりの推進会議を開催し、事業の進捗状況の確認を行います。併せて事業の主管課は、事業計画等の立案・実施に先立ち、必ず都市基盤部公園緑地課へ事前協議を行い、みどりの基本計画との整合性を図るよう努めます。

また、みどりの推進会議を構成する課以外においても、みどりの基本計画を踏まえた取り組みが行えるよう、積極的な周知を行うほか、全庁的な協力体制を整えます。

6-2 区民・事業者・区の役割分担

みどりのまちづくりを推進するためには、区民・事業者のみなさんがみどりに関心を持って、身近なみどりを大切に感じ、日常生活の中でみどりが不可欠なものであることを認識することが第一歩となります。そのため、区ではみどりに関する情報を積極的に提供するなどの啓発活動を行います。

区民の役割として、みどりの持つ公益性を認識し、身近なみどりの充実から地域のみどりが充実するように、区民どうし、また区と区民が協力していくことが求められています。このため、生け垣・植樹帯や庭木などの維持管理、屋上やベランダでの緑化整備、公園管理のボランティアなど、身近なみどりの充実に取り組むとともに、環境学習事業等への参加を通じて、自然やみどりに対する意識を高めていくことが重要です。

事業者の役割として、環境保全や緑地整備を通じた社会貢献の取組が近年ますます求められています。具体的には、接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化、公開空地等の緑化スペースの整備や維持管理のほか、地域住民と連携した地域緑化の充実などに取り組んでいくことが重要です。

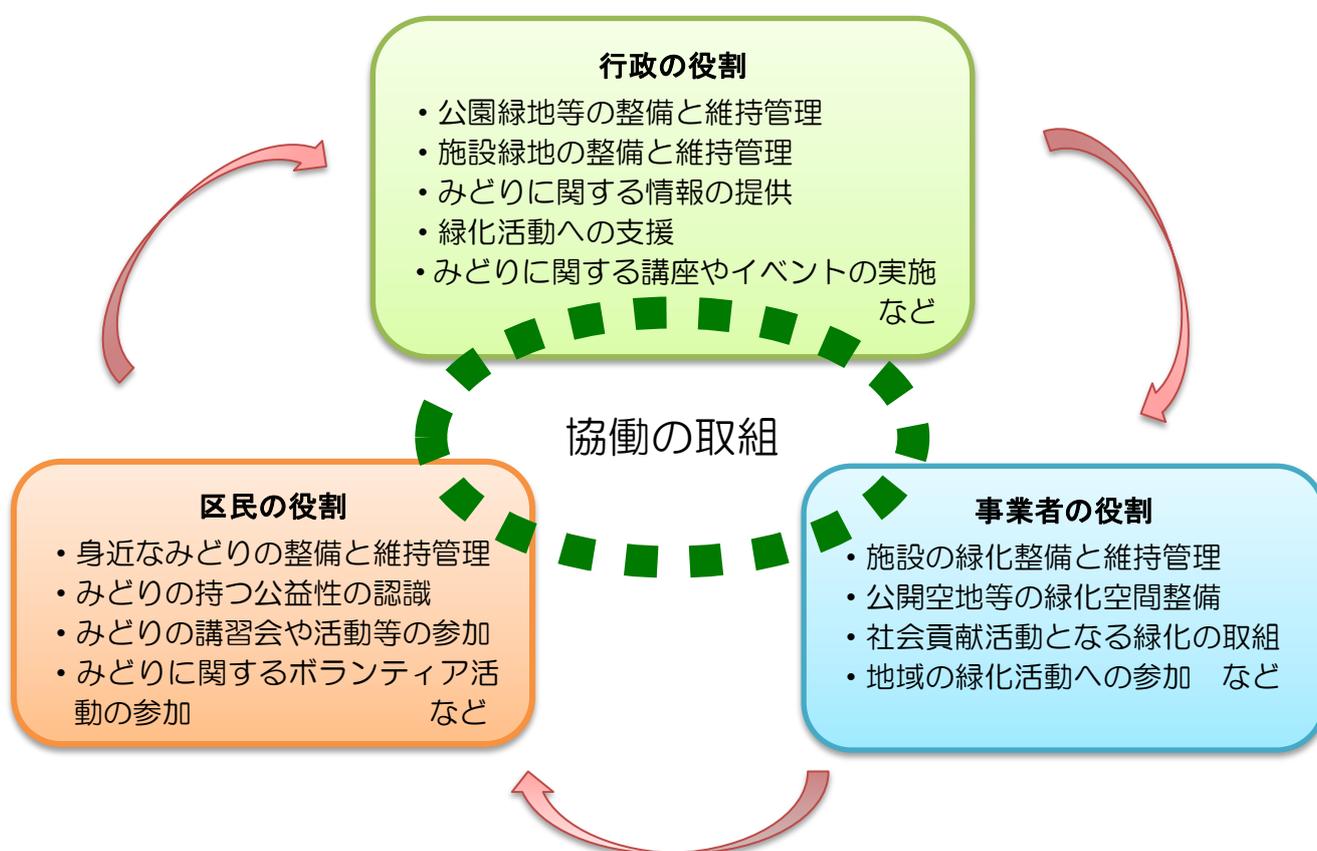
区では、緑化活動の広がりを支援するために、自主的な緑化活動への支援の他、緑化活動を行いたいと考える区民への情報提供、講座の開催、みどりのボランティア団体の育成や活動の場の提供などを行います。

そして、地域ボランティアなどの団体や緑化支援企業が連携して、中野のみどりを守り育むネットワークが形成できるように支援を行っていきます。

6-3 周辺区・東京都・国との連携

みどりの軸を形成する広域的な河川や幹線道路は、東京都等が所管しており、周辺区とのつながりがあります。また、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和等に対しては、区域を越えた広域的な視点から対応する必要があります。みどりの整備や維持管理にあたっては、東京都をはじめとして周辺区とも連携を図り、意見交換や調整を行うことで、より一層みどりの機能を充実させていきます。

また、多くのみどりが民有地にあり、様々な事情によってみどりが減少している現状に対して、みどりの減少を抑えるための新たな制度を整備しているほか、既存の制度の見直しも行っています。区ではこれらの制度を活用していくとともに、状況に応じて実態を踏まえた改善要望をしていきます。



第7章 資料編

7-1 緑被の状況

区全域における緑被地は 251.35ha で緑被率は 16.14%です。その内訳は、樹木は 225.92ha で 14.50%、草地は 22.63ha で 1.45%、屋上緑化は 2.81ha で 0.18%です。緑被地以外では、裸地が 36.03ha で 2.31%、水面が 4.75ha で 0.3%、構造物被覆地が 1,265.38ha で 81.24%です。

表 7-1 区全域の緑被状況

項目	面積(ha)	割合(%)
緑被地	251.35	16.14
樹木	225.92	14.50
草地	22.63	1.45
屋上緑化	2.81	0.18
裸地	36.03	2.31
水面	4.75	0.30
構造物被覆地	1,265.38	81.24
区全体	1,557.51	100.00

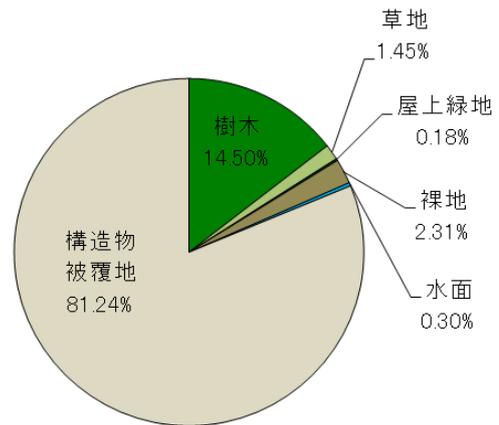


図7-1 区全体の緑被率の割合

※区全体面積は、地形図を GIS（地理情報システム）に読み込み、図形データとして計測し求めた値

土地利用別の面積割合は、住宅用地が区全体の約半数の 54.0%を占めています。次いで道路が 17.6%、公共用地が 8.4%です。

土地利用別の緑被地面積の割合は、住宅用地が緑被地面積の約半分の 50.4%を占め、次いで道路が 12.9%、公共用地が 12.9%です。

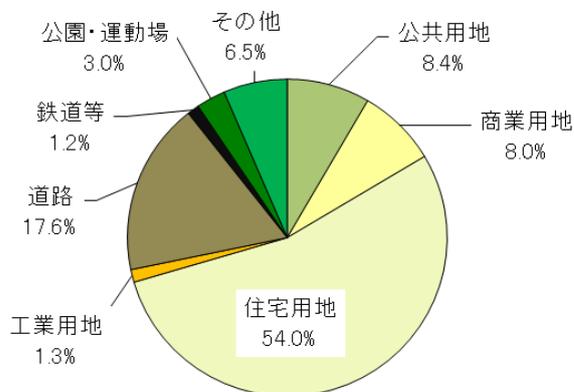


図7-2 土地利用別の面積割合

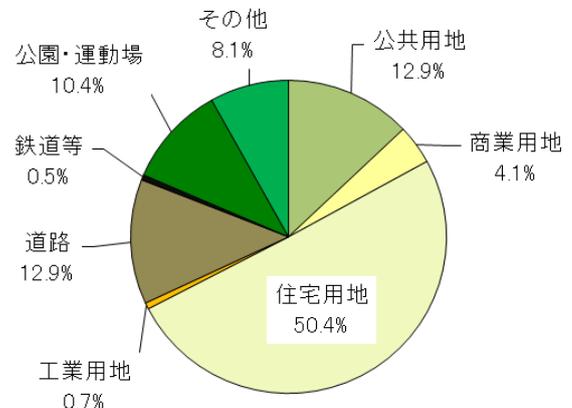


図7-3 土地利用別の緑被地面積割合

7-2 接道部緑化の状況

生け垣（高さ 1.2m以上長さ 1.8m以上）が 3,068 箇所で延長 33,476.0m、植樹帯（高さ 1.2m未満長さ 1.8m以上）は 3,075 箇所で延長 30,050.7mです。規模別の接道部緑化延長は、10m未満の接道部緑化の占める割合が生け垣 33.11%、植樹帯 37.39%と最も高いです。次いで 10～20m の接道部緑化が多く占めており、区内の接道部緑化の約 6～7 割は 20m未満の接道部緑化から構成されていることが分かります。

表 7-2 接道部緑化の状況

規模	生け垣		植樹帯		合計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
10m未満	2,049	11,083.5	2,177	11,235.9	4,226	22,319.4
10～20m	648	8,876.1	611	8,503.8	1,259	17,379.9
20～30m	181	4,365.5	161	3,846.2	342	8,211.8
30～50m	130	4,875.7	83	3,171.1	213	8,046.7
50m以上	60	4,275.1	43	3,293.8	103	7,568.9
合計	3,068	33,476.0	3,075	30,050.7	6,143	63,526.7

※延長は四捨五入により合わない場合がある。

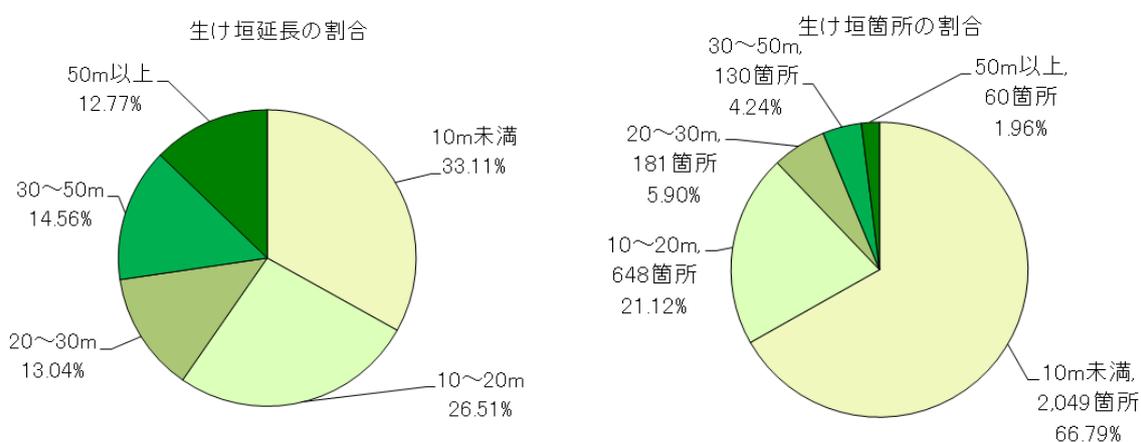


図 7-4 生け垣の規模別延長と箇所の割合

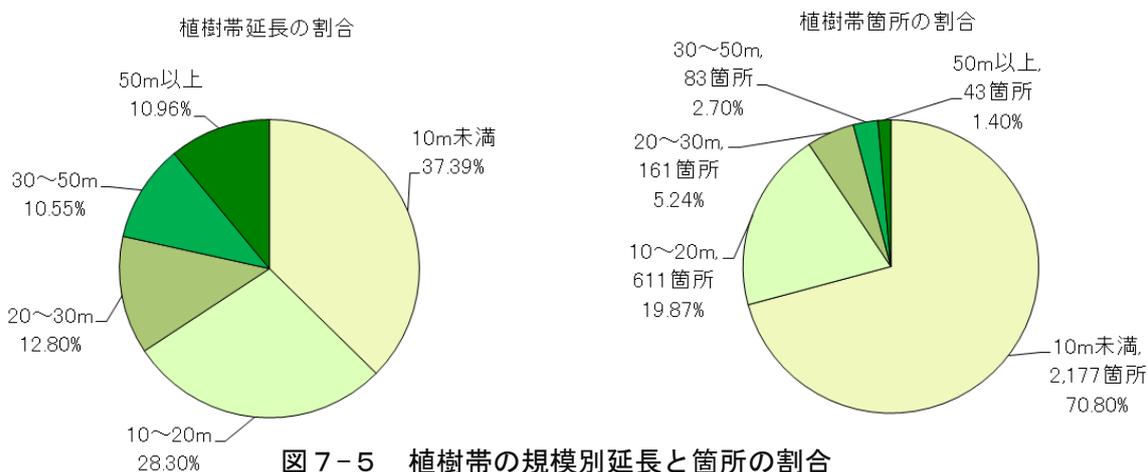


図 7-5 植樹帯の規模別延長と箇所の割合

7-3 樹林の状況

形態区別の樹林（樹冠面積 300 m²以上、平均高さ 7m以上の樹木の集団）箇所数では、その他の樹林（教育施設等の樹林地）が 91 箇所と最も多く、次いで公園の樹林が 44 箇所でした。

樹林の面積規模別の箇所数では、500～1,000 m²の樹林地が 79 箇所と最も多く、次いで 1,000～3,000 m²の樹林地が 67 箇所でした。

形態区別の樹林面積では、公園の樹林が最も大きく 18.43 ha で、全体面積の 38.53%でした。次いでその他の樹林が 12.61ha で 26.36%、社寺林が 8.52ha で 17.81%でした。

表 7-3 樹林の形態別規模別の状況

形態区分	500m ² 未満		500～1000m ²		1000～3000m ²		3000m ² 以上		合計	
	箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)
屋敷林	10	3,583	8	5,072	9	16,184	5	19,084	32	43,923
社寺林	3	1,092	5	3,743	16	30,463	7	49,868	31	85,166
公園の樹林	6	2,088	13	9,127	15	28,600	10	144,483	44	184,298
集合住宅の樹林	9	3,536	21	13,854	7	11,391	3	10,094	40	38,875
その他の樹林	29	11,109	32	23,936	20	32,937	10	58,084	91	126,066
合計	57	21,407	79	55,732	67	119,575	35	281,613	238	478,327

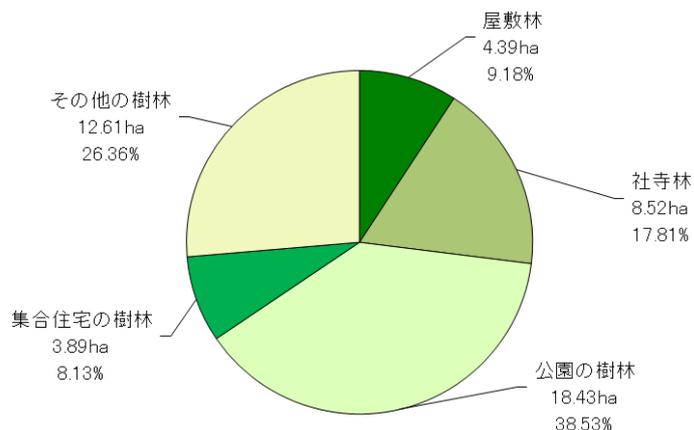


図 7-6 樹林の形態別状況

7-4 樹木の状況

区全域の高さ9m以上、幹周り100cm以上の樹木は、5,578本が確認されています。幹周り別では120cm未満が723本、120～150cmが1,545本、150～200cmが最も多く1,954本、200～250cmが892本、250～300cmが334本、300cm以上が130本でした。

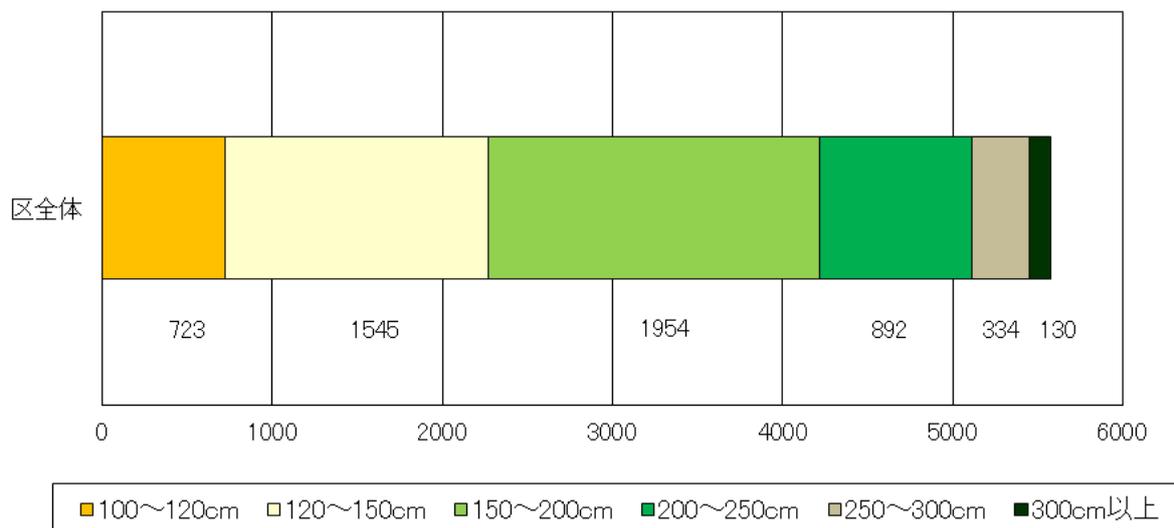


図7-7 幹周り別本数

区全体では、樹高9m以上、地上高1.5mの幹周り100cm以上の樹木は573本の減少でした。幹周り別の本数を比較すると、200cm未満は減少ですが、200cm以上は増加しています。減少の状況を見てみると、幹周り120cm未満の樹木の減少が316本と最も多く、次いで幹周り120～150cmが284本の減少、幹周り150～200cmの樹木の減少が116本と、幹周りの小さい樹木ほど減少が大きいことがわかります。

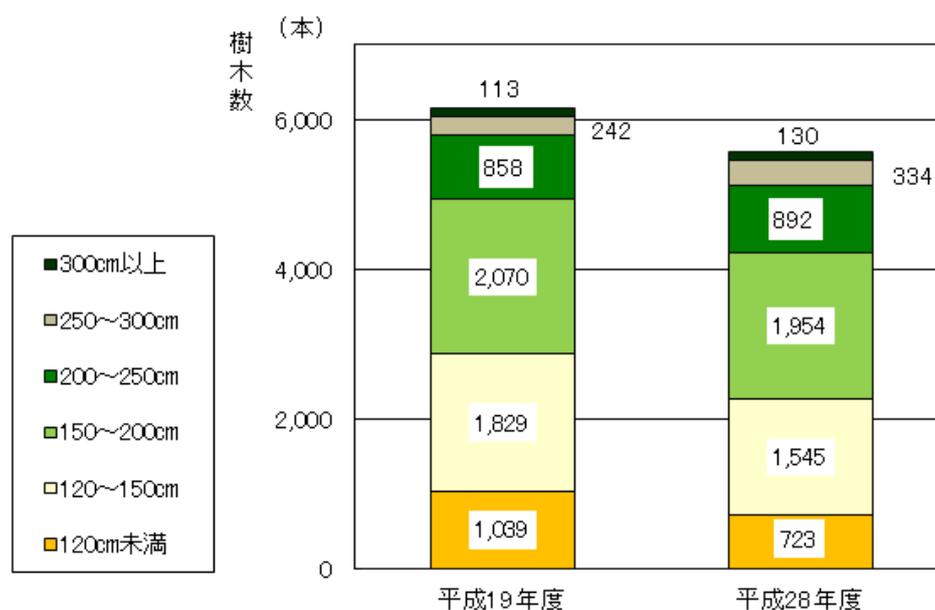
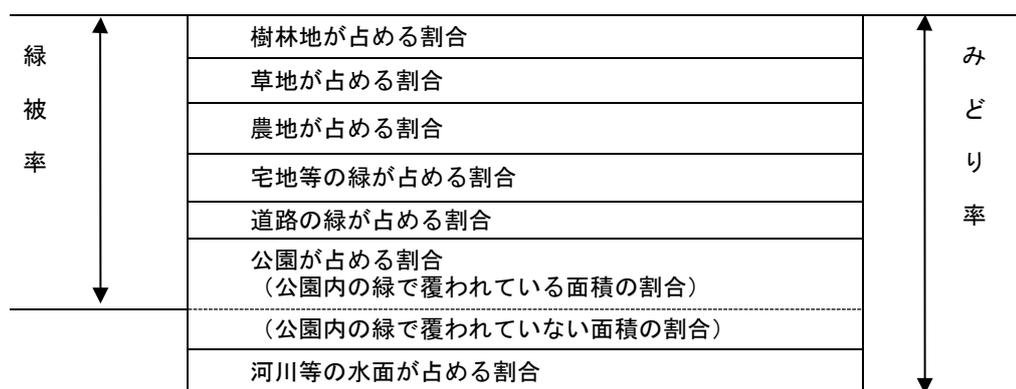


図7-8 幹周り別の樹木本数の経年変化

7-5 みどり率について

みどり率とは、東京都が「東京構想2000」「緑の東京計画（2000年）」においてみどりの量の指標として設定したもので、「緑被率」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内にある樹林等のみどりで覆われていない面積」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑地を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合を指しています。

「みどりの新戦略ガイドライン（平成18（2006）年1月東京都）」では、区部の2000年の現況値は約29%、2015年の目標値は約1割増加の約32%、2025年の目標値は約2割増加と設定しています。



「緑の東京計画」（平成12年12月、東京都）より

7-6 公園について

主な公園種別は次のとおりです。なお、住区基幹公園の誘致圏距離については、「都市公園法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第101号）」により、数値表示を行わないこととしていますが、標準的な誘致距離としては次に示す通りです。

種類	種別	内 容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

7-7 改定の経過

中野区みどりの基本計画の改定までの主な経過は、以下のとおりです。

平成 29 (2017) 年

- 7月 26日 区議会（区民委員会）報告「中野区みどりの基本計画の改定について」
- 10月 5日 区議会第3回定例会（区民委員会）報告「中野区みどりの基本計画の施策実績等について」
- 12月 5日 区議会第4回定例会（区民委員会）報告「「中野区みどりの基本計画」改定における施策（新規・充実）の検討状況について」

平成 30 (2018) 年

- 4月 24日 中野区みどりの基本計画（改定素案）作成
- 5月 8日 区議会（区民委員会）報告
- 6月 17日～6月 22日 区民との意見交換会の実施
- 7月 6日 区議会第2回定例会（区民委員会）報告
「中野区みどりの基本計画改定素案に係る区民との意見交換会の実施結果について」
- 8月 21日 中野区みどりの基本計画（改定素案/修正案）作成
- 8月 29日 区議会（区民委員会）報告
- 9月 14日 中野区みどりの基本計画（改定案）作成
- 10月 9日 区議会第3回定例会（区民委員会）報告
- 11月 1日～21日 パブリック・コメント手続

中野区みどりの基本計画



中 野 区 ㊦